

**東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する
再意見提出者の一覧**

—平成30年度の接続料の新設及び改定等—

(受付順、敬称略)

再意見提出者(計13件)				
受付	再意見受付日	再意見提出者	代表者氏名等	
1	平成30年4月27日	株式会社ケイ・オプティコム	代表取締役社長	藤野 隆雄
2	平成30年4月28日	ソフトイーサ株式会社	代表取締役	登 大遊
3	平成30年5月1日	DSL事業者協議会	会長	三須 久
4	平成30年5月1日	ソフトバンク株式会社	代表取締役 社長執行役員 兼CEO	宮内 謙
5	平成30年5月1日	ビー・ビー・バックボーン株式会社	代表取締役社長	宮川 潤一
6	平成30年5月1日	KDDI株式会社	代表取締役社長	高橋 誠
7	平成30年5月1日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	山村 雅之
8	平成30年5月1日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	村尾 和俊
9	平成30年5月1日	NGN IPoE協議会	会長	石田 慶樹
10	平成30年5月1日	株式会社 TOKAIコミュニケーションズ	代表取締役社長	福田 安広
11	平成30年5月1日	一般社団法人 日本インターネット プロバイダー協会	会長	会田 容弘
12	平成30年5月1日	個人	—	—
13	平成30年5月1日	EditNet 株式会社	代表取締役	野口 尚志

再意見書

平成 30 年 4 月 27 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 540-8622

(ふりがな) おおさかし ちゅうおうく しろみ 2ちょうめ1ばん5ごう
住所 大阪市中央区城見 2 丁目 1 番 5 号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ
氏名 株式会社 ケイ・オプティコム

だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお
代表取締役社長 藤野 隆雄

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 30 年 3 月 24 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

該当箇所	弊社意見
<p>平成 30 年度接続料 網使用料算定根拠 II.原価の算定及び料金の設定 5.中継伝送機能 光信号中継伝送機能</p> <p>光信号中継伝送機能(以下「中継DF」といいます。)の接続料金については、NTT東日本殿において前年度比19.1%増、NTT西日本殿においては33.0%増と急激に上昇しています。 今回の急激な上昇は主に、施設保全費、除却費及び調整額増加による原価の増加(対前年度比:NTT東+10%、NTT西+21%)と、急激な需要減少(対前年度比:NTT東▲8%、NTT西▲9%)によるものであり、今回のような前年度比30%以上という急激な上昇による事業運営上の影響は、決して小さくありません。 したがって、今回の急激な上昇を抑制するため、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」(平成25年7月16日)に定めるとおり、一時的な増分を加味しない平成30年度の費用と需要の予測値を用いて接続料を算定するなど、激変緩和措置を適用することが適切であると考えます。 ～略～</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>接続料の上昇が一時的なものである場合においては、激変緩和措置を適用し得るとは考えます。しかし、仮に接続料が来年度以降も上昇する場合、原価算入を後年度に繰り延べしコスト回収を先送りすると、場合によっては未回収コストが発生し続けることになり、NTT東西殿がコストを適切に回収できないことが懸念されます。このように、接続料に対して設備に係る実際のコストが適正に反映されないことは、公正競争環境を歪める可能性があります。このため、中継データファイバーに激変緩和措置を適用することは、接続料の上昇要因が一時的かどうか等を見極めた上で、慎重に検討すべきと考えます。</p>

該当箇所	弊社意見
<p>光ファイバの耐用年数</p> <p>加入光ファイバに係る接続料に用いる光ファイバの耐用年数につきましては、「平成28年度以降の加入ファイバに係る接続料の改定」及び「平成29年度の加入光ファイバに係る接続料の改定」の過去2回の接続料認可申請に合わせて、NTT東西殿のHP上で「光ファイバケーブルの耐用年数についての検討結果」を開示して、光ファイバケーブルの耐用年数の適正性に関する検証結果を示しておりました。</p> <p>しかしながら、その検証結果については、検証方法の妥当性に関する説明が十分ではないため、接続料研究会報告書で検証方法について検討が必要との考えが示されました。また、接続料の算定に関する研究会(第11回)(平成30年1月23日)の「光ファイバケーブルの取扱い(耐用年数等)に関する当面の方向性(案)」という資料においても、必要なデータを提示の上、早期に耐用年数に関する検証作業を行うことが必要という考えが提示されました。</p> <p>すなわち、今回認可申請されている平成30年度の加入光ファイバに係る接続料に用いる光ファイバの耐用年数についても、認可にあたっては適正性を検証することが求められます。</p> <p>そのため、光ファイバの耐用年数の検証方法については、接続料算定に関する研究会で議論を進めるとともに、今回認可申請されている接続料については、過去2回開示してきたものと同等の情報を平成28年度実績に更新したものを、事業者に向けて開示することが、最低限必要であると考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>固定通信市場の発展のためには、「自己設置」「接続」「卸電気通信役務」間での公正な競争環境が確保されることが重要です。このため、光ファイバの耐用年数の検証方法を議論するにあたっては、接続料の低廉化を目的とするのではなく、財務会計の適正化の観点から行なわれるべきと考えます。この点、一般的に情報通信分野の変化は早く、将来に関する不確実性の高い分野とも考えられることから、特に以下の点に配慮し、慎重に議論を進めていくことが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ FTTH サービスの需要に飽和傾向がみられること ・ 超高速モバイルブロードバンドが急速に拡大している中、今後の更なる無線技術の進展等により、FTTH サービスが陳腐化するリスクの有無の判断が困難であること

以上

再意見書

平成 30 年 4 月 28 日

総務省総合通信基盤局

料金サービス課 御中

〒 305-0005

いばらきけん し あま く ぼ
茨城県つくば市天久保 2-9-2

そ ふ と い 一 さ かぶしきがいしゃ だいひょうとりしまりやく のぼり だいゆう
ソフトトイーサ株式会社 代表取締役 登 大遊

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、

平成 30 年 3 月 24 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

該当箇所	当社の意見
<p>光信号中継伝送機能（中継ダークファイバ）の値上げについて</p> <p>1. ビー・ビー・バックボーン株式会社様の提出意見 (ア)上昇要因分析とその透明性担保が必要。 (イ)中継 DF 接続料シミュレーション等による予見性確保が必要。 (ウ)中継 DF の原価上昇が「一時的」か「継続的」なものか今年度認可前に判断が必要。 (エ)仮に、原価上昇が一時的なものである場合は、「激変緩和」等の措置による接続料の平準化が必要。</p> <p>2. 株式会社 TOKAI コミュニケーションズ様の提出意見 (ア)接続事業者の予見可能性を確保することは可能な限り追求されることは必要であることから、光信号中継伝送機能の接続料も第一種指定電気通信設備接続料規則第二十一条の再計算後、ドライカッパ接続料及びメタル専用線接続料等と同様に遅滞なく接続事業者へ開示されることが必要。 (イ)「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置」を講ずることで接続料の平準化を図る事が望ましい。</p> <p>3. ソフトバンク株式会社様の提出意見 (ア)急激な上昇による事業運営上の影響は、決して小さくない。 (イ)今回の急激な上昇を抑制するため、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」（平成 25 年 7 月 16 日）に定めるとおり、一時的な増分を加味しない平成 30 年度の費用と需要の予測値を用いて接続料を算定するなど、激変緩和措置を適用することが適切。</p>	<p>中継 DF の値上げにつきましては、以下の 6 項目を条件とし、必要な補正をさせた上で、認可をされるべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> → 上昇要因分析とその透明性担保が実現されること。 → 中継 DF 接続料シミュレーション等による予見性確保が保証されること。 → 今後、中継 DF の原価上昇が「一時的」か「継続的」なものか今年度認可前に明確な判断がなされ、その結果が開示されること。 → 「激変緩和」等の措置による接続料の平準化をすること。 → NTT 東西と一般事業者との格差の計算上の是正措置を講じること。 (従前の独占状態において獲得した顧客を未だ有する NTT 東西の中継 DF 1 芯あたり収益が、他の事業者と比較にならない程度に著しく高まり、公正な競争がいつまで経っても実現できない閉塞感のある時代に突入おそれがあるため、これを解消すべきである。) → 抜き取り検査等による現地確認の機会の提供を条件とすること。 (NTT 東西による中継 DF の自家利用芯数・メートル数は自己申告値であり、現在のところ誰も有効な検証をしていない。NTT 東西による過失または故意により自家利用数量が誤っていても何人もこれに気付くことができないため、これを解消すべきである。) <p>上記のことについて、その理由を以下に詳述いたします。</p> <p>ビー・ビー・バックボーン株式会社様、株式会社 TOKAI コミュニケーションズ様およびソフトバンク株式会社様の左記提出意見は大変素晴らしいものと思ひ大いに感動をいたしましたので、これらの意見に賛同します。これらの意見でご提案がなされている以下の措置による補正を行った上で（または執ることを NTT 東西に保証させた上で）認可されるべきであると考えます。</p>

- ・ 上昇要因分析とその透明性担保が実現されること。
- ・ 中継 DF 接続料シミュレーション等による予見性確保が保証されること。
- ・ 今後、中継 DF の原価上昇が「一時的」か「継続的」なものか今年度認可前に明確な判断がなされ、その結果が開示されること。
- ・ 「激変緩和」等の措置による接続料の平準化をすること。

当社は、2008 年より 10 年間にわたり NTT 東日本の中継 DF を利用してきましたが、今回の値上げはきわめて異常であると思います。

中継 DF の値上がりは、これから新たに光回線を用いたイノベーティブなサービスを開発・提供しようと考える新規参入事業者にとっては、いかように設備投資や技術革新を試みたとしても、1 芯線あたりの顧客収容数に絶対的限度（自社の有する顧客数よりたくさんの顧客を収容することができないため）があることから、特に NTT 東西との競争上不利になり、そのようなイノベーティブなサービスを開発・提供することが著しく、革新が困難になる社会の到来につながるものであると考えますので、そのようなことが発生しないよう善処を求めるところであります。

また、光信号中継伝送機能（中継ダークファイバ）の値上げについて、および左記ならびに上記の意見に関連して具申しますと、今回の中継 DF の値上げ要因としては、NTT 東西の自家利用芯線利用効率（集約率）の向上に基づく自家利用芯線数・メートルの需要の減少があるとのことです。現に接続料金の算定根拠資料をみると、利用メートル総数が大幅に減少しており、これは NTT 東西の自家利用分の減少によるものであると考えられます。WDM 技術などの技術革新に伴い、芯線利用効率が向上することは非常に素晴らしいことであると思いますが、その一方で、今回のような中継 DF の値上がりが発生することにより以下のようないくつかの深刻な問題が明らかになったものと思います。

【問題 1. 従前の独占状態において獲得した顧客を未だ有する NTT 東西の中継 DF 1 芯あたり収益が、他の事業者と比較にならない程度に著しく高まり、公正な競争がいつまで経っても実現できない閉塞感のある時代に突入おそれがあること。】

NTT 東西は、古来より事業を実施してきた、過去の独占的国営通信事業者の継承者であり、得意先顧客数や取扱いトラフィックが他事業者と比較して極めて多いということができます。したがって、NTT 東西においては、中継 DF への収容効率（1 芯あたりの売上）が高く、値上がりの影響は少ないでしょう。

その一方で、顧客数やトラフィックがゼロの状態からスタートした NTT 東西以外の一般事業者は、当然、NTT 東西と比較して、実現できる 1 芯あたり収容効率は著しく低くなります。

この状態で、NTT 東西が自家利用の芯線を減らすことにより中継 DF の値上げを図利することは、NTT 東西にとって有利に働き、一般事業者にとって不利に働きます。

さて、ここで理論上は、一般事業者も、NTT 東西と同様の WDM 多重化装置を市場より購入し、中継 DF 芯線への収容率の向上を実現することはできるという反論が考えられなくもありません。

ところが、実際には、NTT 東西の有する得意先の数と、一般事業者の有する得意先の数には大幅な乖離があり、光ファイバ開放前においてすでに膨大な数の得意先を確保しており独占状態を実現していた NTT 東西に匹敵する顧客数がない限り、NTT 東西と同等の 1 芯あたり利用効率（すなわち 1 芯あたり収益）を実現することは不可能となるのです。

この状態において、今後技術革新が進み、さらなる 1 芯あたり集約効率が高まると、NTT 東西は従来から確保している得意先を誠に強力な武器としてますます自家利用芯線数を減らすことができ、1 芯あたり収益を高めることができるのでですが、一般事業者は、仮に同等の技術革新の恩恵を受け、同一の設備投資を行なったとしても、そもそも得意先数が NTT 東西よりも少ないために、芯線利用効率（1 芯あたり収益）は低いままとなってしまいます。

もしも、NTT 東西が当初より他の一般事業者と同等の条件で事業をスタートし

ていたのであれば、このことは、公正な競争の結果生じた平等な格差であるということができます。しかし、実際には事業のスタート時点（光ファイバの開放開始時点）で一般事業者は NTT 東西と比較して大幅なハンディキャップ（既存顧客数等）を負わされている状態でありまして、その溝が埋まるまでの間は公正な競争環境が実現できているということはできません。

未だその溝が埋まっていない現状において、NTT 東西が今回のように集約率向上による自家利用芯線の削減を実施するとともに、それによって生じた 1 芯 1 メートルあたり費用の値上がりが続きますと、NTT 東西と一般事業者との格差はますます激しくなり、取り返しのつかないことになるでしょう。

問題 2. NTT 東西による中継 DF の自家利用芯数・メートル数は自己申告値であり、現在のところ誰も有効な検証をしていない。NTT 東西による過失または故意により自家利用数量が誤っていても何人もこれに気付くことができない。接続会計報告書や接続料金の算定資料において、NTT 東西が公表する、中継 DF の利用メートル合計値（NTT 東西と一般事業者の利用分を合算したもの）は、NTT 東西による自己申告値であります。特に、NTT 東西自らが自家利用されている中継 DF の長さの総量は、現在のところ、誰も有効な検証をしていないので、通信サービスを利用している多数の国民や、通信サービスの提供者の視点でみると、その正確性についての疑問（正確であるとなぜ言えるのか、誰がその検証をしたのか）を払拭することができません。仮に、NTT 東西が、実際にはより多量の中継 DF を使用しているにもかかわらず、故意、過失、またはカジュアルな数量操作によって、内部的な利用量を少なく見せかけているとしても、現在の接続会計報告書等の監査は会計監査人が書類上形式的に行なっているだけに過ぎず、そのような不正または誤りは発覚し難いように思います。当然、我々は NTT 東西がこのような不正または誤りを行なっていることはないと信じたいところでありますが、実際にその正確性を検証することが可能な措置が講じられていない以上、誰にとっても、これを信じることができるという根拠がありません。今後もし NTT 東西による自家利用数量が減少したとして中継 DF の値上がりが報じられたときには、すべての一般事業者およびこれらの

一般事業者の通信サービスを利用する多数のユーザーは、その値上がり金額の転嫁に納得することはできないということになります。

上記の問題 1、問題 2 はいずれも深刻な問題であり、これらを解決するために、以下のような解決手段を執ることを NTT 東西に確約させた上で、必要な補正を行ない、本件認可を実施されるべきであると考えます。

【問題 1 の解決方法：NTT 東西と一般事業者との格差の計算上の是正措置】

問題 1 については、以下のように、NTT 東西と一般事業者との優位性の違いに基づく中継 DF 利用量の格差是正のための合理的計算モデルを考案し、そのようなモデルによって、今後の中継 DF の利用料金を補正することが可能であると考えます。

1. 当面の間、中継 DF について、NTT 東西が WDM 多重化装置等の設備投資により 1 芯あたり収容効率化を図ることによって自家利用芯線数を削減した場合について、当該効率化のために投入した WDM 多重化装置等の設備投資の金額のうち年間損料に相当する中継 DF メートル数を NTT 東西の自家利用における実際の中継 DF メートル数に合算し、みなじ自家利用メートル数として計算し、これを中継 DF の接続原価の計算の際の分母に用いる。
2. 他の一般事業者（平均的モデル）が、仮に NTT 東西の採用した WDM 多重化装置等と同様の設備投資を行ない、中継 DF の収容効率向上に努めた場合の平均集約効率を合理的なシミュレーションし、NTT 東西の有する既存顧客数によるスケールメリットがあつてはじめて実現できる程度の集約効率との格差を算出し、その比率を計算する。この比率の逆数を、NTT 東西の自家利用芯線メートル数に乗じて、みなじ自家利用メートル数として計算し、これを中継 DF の接続原価の計算の際の分母に用いる。
3. 上記の他、有識者等によって慎重に議論をした結果の補正方法を採用する。

【問題2の解決方法：抜き取り検査等による現地確認の機会の提供の義務化】

問題2について、現状一般事業者およびその利用者であるすべての国民は、NTT東西による自主申告の芯線自家利用数量を信じるに足る根拠がありません。そこで、以下の方法で、一般事業者がNTT東西による自主申告値の正確性（不正のないこと）の検証を行なうことができる状態を確保することがきわめて重要であると考えます。

1. 現在NTT東西は、各中継DFについて、区間のメートル数の他、空き芯線数の情報をおおまかに（100本以上空き有り、など）開示しているに留まります。NTT東西は、これを改善し、「① 敷設済み芯線数」、「② NTT東西による自家利用芯線数」、「③ NTT東西相互接続をしている一般事業者による一般利用芯線数」、「④ 空き芯線数」を、「1芯単位」で、正確に開示するべきであります。なお、この開示作業自体は、単にNTT東西において有している内部芯線管理用のデータベースから一定期間ごとに値を抽出して自動生成することで実現できるものでありますので（現状でもNTT東西において実施されている処理と同様であり、より粒度の高い情報を開示すればよい）、NTT東西においてコストが問題となることはありません。
2. 1の情報開示が実現された状態であれば、一般事業者（中継DFおよび収容ビルの義務的コロケーションの利用協定を締結しているすべての事業者）は、いくつかの収容ビルを無作為に現地調査し（普段より自社設備の保守工事のために立入りをしているビルを調査するのが効率的である）、中継光配線盤（CTF）を目視確認することにより、1で新たに開示されているデータ（特にNTT東西によって自家利用されている芯線数の情報）が、目視結果と同一であることを容易に検証することができるようになります。中継DFを利用している事業者のほとんどは、当然に、中継DFを利用している収容ビルのコロケーションも利用しており、ひんぱんに中継DFのCTFに対してケーブルを接続・切断する作業を行なっている（立会いのもと下請け通建業者に

作業させている) ことから、そのような立会いの際に、実際の CTF を目視確認して開示データにおける NTT 東西自家利用芯線数と実際の現地の NTT 東西自家利用芯線数とおおむね同数であることを確認することができます。仮に事業者が著しく利用数が異なる場合などの誤りや不正（例えば、自家利用芯線数について現用芯線数のみをカウントしていたが実際には予備芯線が確保されていた、など）場合は NTT 東西の相互接続担当部署に連絡して説明を求め、納得のいく説明が得られない場合は、「NTT 東西が不公正な行為を行なっている」として総務省に通報をしたり、総務省の各種審議会に訴えたりすることができるようになります。

3. 1 および 2 の措置は、いずれもコストがかかりません。なんとなれば、1 についてはすでに NTT 東西が開示している情報の粒度を上げるのみで良く、2 については、NTT 東西は何ら新たな作業をする必要がなく、また第三者などの監査人を雇用する必要もなく、2 の実施検証は普段より義務的コロケーションにおける NTT 中継 DF の利用をしている各一般事業者による作業時の自主的な目視確認に頼ることができます。

上記のような措置は、不正を見つけることが目的ではなく（現状においてそのような不正がないと信じたいところであります）、NTT 東西が自家利用芯線数を過少報告しやすい現状（何ら発覚するおそれがない）を改善し、過少報告を今後は絶対にしないようにしようと、不正または誤った報告を思い止まらせるために極めて効果的な、低コストの監理の仕組みを、一切の行政コストまたは NTT 東西の負担コストの発生なくして実現する、良い方法であると考えます。したがいまして、この度の中継 DF の接続料金の値上げを認可なさる場合は、上記のような、NTT 東西において、誤って、または故意に自家利用芯線数を過少計算することが発生しづらいような状態を効率的かつ確実に実現するための方法を速やかに執ることを条件として認可をなさるべきであると考えます。

再意見書

平成 30 年 5 月 1 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 殿

郵便番号 105-7317
(ふりがな) ひょうごけんこうべしちゅうおうくなかまちどおり
住 所 兵庫県神戸市中央区中町通2丁目3番2号三共
こうべ
神戸ツインビル 7 階 (関西ブロードバンド株式
かんさい
かぶしき
かいしゃない
会社 内)
(ふりがな) でい一えすえるじぎょうしやきょううぎかい
氏 名 D S L 事業者協議会 会長 三須 みす ひさし
久

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 30 年 3 月 24 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

意見提出者 DSL 事業者協議会

このたびは、再意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共協議会の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願ひ申し上げます。

意見提出者	該当箇所	意見
KDDI 株式会社	<p>NTT 東・西接続料の報酬額算定における資本構成比の算出については、“レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比”を用いる手法が用いられており、今までには、レートベースの構成資産が他人資本又は自己資本のいずれによって調達されたのかを正確に把握することは期待しがたいため、レートベースに含まれない流動資産等に相当する分を一律に「有利子負債以外の負債」(他人資本)から全て圧縮する算定方法が採られていました。</p> <p>しかしながら、上記算定方法では、レートベースの構成資産ではなく、かつ、税効果会計の適用で自己資本比率を上昇させることになる「繰延税金資産」に相当する分も、一律に「有利子負債以外の負債」(他人資本)から全て圧縮されてしまうため、算出される資本構成比が、「繰延税金資産」に相当する分だけ過度に自己資本比率を押し上げ、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態にそぐわなくなることから、接続料の算定に関する研究会第一次報告書（以下、「第一次報告書」という。）を受け、平成 30 年度の接続料再計算にあわせて算定方法の見直し（「繰延税金資産」については、自己資本から圧縮）が総務省から NTT 東・西に要請（※）されたところです。</p>	<p>KDDI 株式会社殿及びソフトバンク株式会社殿の意見に賛同いたします。</p> <p>レートベースの構成資産に係る資金調達の実態をより反映させるため、「繰延税金資産」を自己資本から圧縮すべきとされたことから、調整額の算定においても、資本構成比の算定方法を見直すべきと考えます。</p>

	<p>ところが、今回 NTT 東・西から認可申請された平成 30 年度接続料の算定方法を見ると、平成 30 年度接続料を構成する費用のうち、前々算定期間における費用（報酬額）算定時の資本構成比については、「繰延税金資産」を自己資本から圧縮した資本構成比が用いられているものの、調整額算定時の資本構成比については、従来通り、「繰延税金資産」を「有利子負債以外の負債」（他人資本）から圧縮した資本構成比を用いて算出されています。</p> <p>調整額については、前々算定期間における費用と前々算定期間ににおける接続料収入の乖離を当年度接続料で調整するのですが、当該調整を行う主旨は、前々年度実績が確定した後、前々年度で回収すべき接続料原価と実際に回収した接続料収入との乖離を調整し、回収すべき接続料原価を NTT 東・西が正しく取得することにあります。</p> <p>この際、回収すべき接続料原価に係る報酬額は、算定の前提条件である“レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比”によって算出されるべきであり、当該報酬額について、「繰延税金資産」に相当する分だけ過度に自己資本比率を押し上げた資本構成比を用いて算出してしまうと、レートベースの構成資産ではない「繰延税金資産」の影響によって、本来回収すべきレートベースに係る報酬額以上の過剰な報酬額を NTT 東・西が回収することになるため、適正報酬額の算定としては不適切だと考えます。</p> <p>したがって、調整額算定時の資本構成比についても、「繰延税金資産」を自己資本から圧縮した資本構成比を用いることが必要であり、今回認可申請された平成 30 年度接続料の調整額については、当該</p>
--	--

	<p>資本構成比を用いて再算定することが必要だと考えます。</p> <p>(※)「第一種指定電気通信設備との接続に関し講べき措置について」(総基料第 162 号) (平成 29 年 9月8 日付け)</p>	
ソフトバンク株式会社	<p>「接続料算定に関する研究会 第一次報告書」(2017 年 9 月) (以下「接続料研究会報告書」といいます。)において、「『繰延税金資産』については、税効果会計の適用により『繰延税金資産』を計上することによって、自己資本比率が上昇することになることから、『繰延税金資産』は自己資本から圧縮することが適当」(P. 50)との考え方が示され、平成 30 年度の接続料の改定から資本構成比率の算定方法見直しを行うよう、総務省殿より東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東西殿」といいます。)に要請がされました。</p> <p>しかしながら、今回認可申請されました平成 30 年度接続料に係る調整額算定に用いる資本構成比率は、見直し前の「『繰延税金資産』は他人資本から圧縮する」資本構成比率が採用されております。</p> <p>「『繰延税金資産』は自己資本から圧縮する」という資本構成比率の算定方法見直しは、「『繰延税金資産』という資産の性質を考慮した上で、自己資本から圧縮することが適当と結論付けられたものであり、資本構成比率の圧縮処理をより精緻にして、適正な利潤算定に貢献するものです。そうした状況は平成 28 年度時点でも同じであるため、調整額の算定においても資本構成比率を見直すことは、接続料の適正性をより向上させると考えます。</p> <p>したがって、今回認可申請される接続料に係る調整額の算定においても、「『繰延税金資産』は自己資本から圧縮する」資本構成比率</p>	

	<p>を採用することが適当です。</p>	
ビー・ビー・バックボーン株式会社	<p>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 東西」といいます。）の実績原価方式を適用する光信号中継伝送機能（以下「中継 DF」といいます。）に対しましては、その料金は比較的安定的に推移していたものの、平成 29 年度（以下「前年度」といいます。）から適用された接続料よりその上昇が顕著であり NTT 東西それぞれで約 19.8%、約 8.2% 上昇いたしております。</p> <p>また、今回 NTT 東西より平成 30 年度（以下「今年度」といいます。）適用予定の中継 DF 接続料として申請された料金は、それぞれで約 19.1%、約 33.0%（前年度と今年度の 2 年間でそれぞれ約 42.6%、約 44.0%）も上昇しており、接続事業者の事業計画やお客様へのサービス等に多大な影響を与えます。</p> <p>中継 DF は NTT 東西の収容ビル間を結ぶ唯一の回線であり、接続事業者は複数の収容ビル内に伝送装置等をコロケーションしています。その収容ビル間を当該中継 DF で伝送網を構築することにより都市部や地方（ルーラルな地域等を含む）で生活される個人や法人等の営みで発生する各種のデータ伝送や情報通信サービスを確立し、様々な利用者様の通信を円滑かつ安全に確立している最も重要で必要不可欠な伝送機能です。</p> <p>更に、今後日本国内におきましては「無電柱化推進計画」が確実に実行されるため、中小通信事業者や新規参入事業者による中継 DF 利用ニーズは益々高まる可能性があります。</p> <p>したがいまして、以下に中継 DF 接続料に対しての弊社要望を以下に記します。</p> <p>1. 上昇要因分析とその透明性担保</p>	<p>ビー・ビー・バックボーン株式会社殿、株式会社 TOKAI コミュニケーションズ殿及びソフトバンク株式会社殿の意見に賛同いたします。</p> <p>急激な接続料の上昇は、事業運営に与える影響も大きいため、激変緩和措置を入れて、平準化することが望ましいです。</p>

	<p>NTT 東西は前年度と今年度の接続事業者向け説明会において、中継 DF 上昇要因を以下のとおり説明されています。</p> <ul style="list-style-type: none">① 管路・とう道の補修工事費用増加② 支障移転にともなう工事費用増加③ 古くなったケーブルの除却損発生④ 需要の減少（設備収容率をアップ） <p>上記の①～③につきましては、前年度の当該接続料の上昇に対し接続事業者からの質問が提出され、NTT 東西の回答は、「特殊な施策により接続料原価が上昇したもの。」として、弊社は昨年度に単年度で発生する一時的な原価上昇要因と理解いたしておりました。しかしながら、今年度の中継 DF 接続料が上昇した原因の質問に対しましても、同様的回答をされています。</p> <p>そもそも、管路・とう道の補修工事や道路拡幅や電柱地中化等の土木工事を伴うものは、突発的な事故や災害時の対応を除くと、原則として数年に亘って計画的に実施されるものであります。更に、上記④の PSTN や専用線等の伝送装置の更改・集約工事による収容効率アップ等も数年間計画的に実施されるものであり、これらの工事実施は数年前から分かっているものと推察されます。</p> <p>よって、これらの工事等が接続料の上昇要因となるのであれば、接続事業者への NTT 東西による説明会での回答では分かり辛く、接続事業者への透明性を確保するためには、それぞれ①～④の要因に分けた詳細な情報開示と説明が必須と考えます。</p> <p>また、「③古くなったケーブルの除却損」の発生につきましては、収容効率を高め、将来の維持管理費を低減することはある程度必要なことと考えますが、一方で、除却損が発生するのでれば、その実</p>
--	---

	<p>施については費用対効果を検証し、更に、撤去等の必要性がある場合におきましても経済的耐用年数を経過していない設備であるため、該当設備に対しては公募等の方法で残存簿価による他者への譲渡等により、除却損の発生と設備等の撤去工事費を防止することが必要と考えます。</p> <p>2. 中継 DF 接続料シミュレーション等による予見性確保</p> <p>上記「1. 上昇要因分析とその透明性担保」で述べましたとおり、NTT 東西より接続事業者説明会において回答された原価上昇の①～④の項目につきましては、計画的に実施されるものであることから、次年度以降の中継 DF 接続料につきましてはシミュレーションを実施し、その内容が接続事業者の予見性を確保することに大いに役立つため開示されることを要望いたします。</p> <p>なお、接続事業者への開示タイミングにつきましては、現状、例年 NTT 東西より接続事業者へ開示される 10 月頃の開示項目に含めることで、特別な算定等は不要になるものと考えます。</p> <p>3. 中継 DF の原価上昇が「一時的」か「継続的」なものか今年度認可前に判断が必要</p> <p>なお、今年度の中継 DF 接続料につきましては、先ずは透明性担保を実現したうえで、当該接続料の上昇が一時的なものか、継続的なものなのかを判断する手順を今年度接続料の認可前に踏んでいただくことを強く要望いたします。</p> <p>4. 仮に、原価上昇が一時的なものである場合は、「激変緩和」等の措置による接続料の平準化が必要です。</p> <p>中継 DF の原価上昇がシミュレーション等の検証により一時的要</p>
--	---

	<p>因で上昇していることが確認された場合には、接続料の急激な変動を抑制するために調整額等による平準化を要望いたします。</p>	
株式会社 TOKAI コミュニケーションズ	<p>今回申請された光信号中継伝送機能の平成 30 年度接続料は、前年比 NTT 東日本殿+19.1%、NTT 西日本殿+33.0%の上昇率で大幅に上昇しております。光信号中継伝送機能は都市部のみならず一地域も含め、多くの利用者へのネットワーク維持・提供に不可欠なものです。</p> <p>平成 29 年 2 月 17 日に開催されました平成 29 年度接続料に関する接続約款変更の認可申請等に関する説明会で、NTT 西日本殿へ今後の土木設備の除却について確認したところ、特殊な施策は実施しないと説明がありましたが、平成 30 年度の申請された接続料には土木設備の除却が含まれている様であり、接続料の予見可能性が低下しています。接続事業者の予見可能性を確保することは可能な限り追求されることが必要であることから、光信号中継伝送機能の接続料も第一種指定電気通信設備接続料規則第二十一条の再計算後、ドライカッパ接続料及びメタル専用線接続料等と同様に遅滞なく接続事業者へ開示されることが必要と考えます。</p> <p>光信号中継伝送機能のコスト増の要因として挙げられているのは管路・とう道等の土木設備の保守費の増加に加え、NTT 西日本殿は古くなったケーブルの補修や支障移転による除却とされていますが、これまで年々下がってきた NTT 西日本殿の指定設備管理運営費を上昇させています。また、需要減の要因としては PSTN や専用線等の伝送装置の更新・集約による利用芯線の減少とされていますが、計画的に行われるべき施策であると考えられます。</p> <p>このような接続料の急激な上昇は、接続事業者へ大きく影響を与</p>	

	えます。今回のコスト増が一時的なものであるならば、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置」を講ずることで接続料の平準化を図る事が望ましいと考えます。	
ソフトバンク株式会社	<p>光信号中継伝送機能（以下「中継 DF」といいます。）の接続料金については、NTT 東日本殿において前年度比19.1%増、NTT 西日本殿においては 33.0%増と急激に上昇しています。</p> <p>今回の急激な上昇は主に、施設保全費、除却費及び調整額増加による原価の増加（対前年度比：NTT 東+10%、NTT 西+21%）と、急激な需要減少（対前年度比：NTT 東▲8%、NTT 西▲9%）によるものであり、今回のような前年度比30%以上という急激な上昇による事業運営上の影響は、決して小さくありません。</p> <p>したがって、今回の急激な上昇を抑制するため、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」（平成 25 年 7 月 16 日）に定めるとおり、一時的な増分を加味しない平成 30 年度の費用と需要の予測値を用いて接続料を算定するなど、激変緩和措置を適用することが適切であると考えます。</p> <p>また、今回 NTT 東西殿の認可申請が遅れた関係により、平成 30 年度の中継 DF 接続料金の公表が 3 月中旬という年度末の時期までずれ込みました。そのため、来年度以降の事業運営を計画していく上で大きな支障が出ました。近年、認可申請が遅れ、年度を跨いで認可されるケースが増えてきており、特に精算金額が大きい接続料金における予見性の確保はより重要な課題になっております。したがって、中継 DF の接続料金における予見性確保のため、毎年 10 月末に事業者へ開示されている来年度の接続料金速報値の対象に、中継 DF 接続料金を加えることを検討すべきです。</p>	

ソフトバンク株式会社	<p>加入光ファイバに係る接続料に用いる光ファイバの耐用年数につきましては、「平成 28 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」及び「平成 29 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定」の過去 2 回の接続料認可申請に合わせて、NTT 東西殿の HP 上で「光ファイバケーブルの耐用年数についての検討結果」を開示して、光ファイバケーブルの耐用年数の適正性に関する検証結果を示しておりました。</p> <p>しかしながら、その検証結果については、検証方法の妥当性に関する説明が十分ではないため、接続料研究会報告書で検証方法について検討が必要との考えが示されました。また、接続料の算定に関する研究会（第 11 回）（平成 30 年 1 月 23 日）の「光ファイバケーブルの取扱い（耐用年数等）に関する当面の方向性（案）」という資料においても、必要なデータを提示の上、早期に耐用年数に関する検証作業を行うことが必要という考えが提示されました。</p> <p>すなわち、今回認可申請されている平成 30 年度の加入光ファイバに係る接続料に用いる光ファイバの耐用年数についても、認可にあたっては適正性を検証することが求められます。</p> <p>そのため、光ファイバの耐用年数の検証方法については、接続料算定に関する研究会で議論を進めるとともに、今回認可申請されている接続料については、過去 2 回開示してきたものと同等の情報を平成 28 年度実績に更新したものを、事業者に向けて開示することが、最低限必要であると考えます。</p>	<p>ソフトバンク株式会社殿の意見に賛同いたします。</p> <p>光ファイバの耐用年数は、加入光ファイバに係る接続料だけでなく、中継ダークファイバの接続料等にも影響を及ぼすものであるため、事業者向けにデータを公開し、透明性を担保することが必要であると考えます。</p>
------------	---	---

以上

再意見書

平成 30 年 5 月 1 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 殿

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなどくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンク株式会社
だいひょうとりしまりやく しゃちょうしつこうやくいん けん みやうち けん
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮内 謙

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 30 年 3 月 24 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、再意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

全般

該当箇所	意見提出者	提出された意見	再意見
調整額算定時の原価算定に用いる H28 年度適用の資本構成比率の算定	KDDI 株式会社	<p>NTT 東・西接続料の報酬額算定における資本構成比の算出については、“レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比”を用いる手法が用いられており、今まででは、レートベースの構成資産が他人資本又は自己資本のいずれによって調達されたのかを正確に把握することは期待しがたいため、レートベースに含まれない流動資産等に相当する分を一律に「有利子負債以外の負債」（他人資本）から全て圧縮する算定方法が採られていました。</p> <p>しかしながら、上記算定方法では、レートベースの構成資産ではなく、かつ、税効果会計の適用で自己資本比率を上昇させることになる「繰延税金資産」に相当する分も、一律に「有利子負債以外の負債」（他人資本）から全て圧縮されてしまうため、算出される資本構成比が、「繰延税金資産」に相当する分だけ過度に自己資本比率を押し上げ、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態にそぐわなくなることから、</p>	<p>KDDI 株式会社殿（以下、「KDDI 殿」といいます。）の意見に賛同します。</p> <p>報酬額算定時の資本構成比率に見直し前の資本構成比率を採用することは、レートベースの構成資産ではない「繰延税金資産」の影響によって、過剰な報酬額を東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東西殿」といいます。)が回収することになるため、適正利潤の観点から不適切です。この考え方は、調整額算定時の年度においても同様であるため、平成 30 年度接続料の調整額にも、見直し後の資本構成比率を採用した上で、再算定することが必要だと考えます。</p> <p>そもそも、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比率を用いず、レートベースに含まれない流動資産を圧縮した資本構成比率を用いているのは、「資金調達の実態を踏まえた算定を行うという観点からは一定の合理性が認められ」※たためです。その圧縮処理の中で、「レートベ</p>

	<p>接続料の算定に関する研究会第一次報告書（以下、「第一次報告書」という。）を受け、平成 30 年度の接続料再計算にあわせて算定方法の見直し（「繰延税金資産」については、自己資本から圧縮）が総務省から NTT 東・西に要請（※）されたところです。</p> <p>ところが、今回 NTT 東・西から認可申請された平成 30 年度接続料の算定方法を見ると、平成 30 年度接続料を構成する費用のうち、前々算定期間における費用（報酬額）算定時の資本構成比については、「繰延税金資産」を自己資本から圧縮した資本構成比が用いられているものの、調整額算定時の資本構成比については、従来通り、「繰延税金資産」を「有利子負債以外の負債」（他人資本）から圧縮した資本構成比を用いて算出されています。</p> <p>調整額については、前々算定期間における費用と前々算定期間における接続料収入の乖離を当年度接続料で調整するものですが、当該調整を行う主旨は、前々年度実績が確定した後、前々年度で回収すべき接続料原価と実際に回収した接続料収入との乖離を調整し、回収すべき接続料原価を NTT 東・西が正しく取得することにあります。</p> <p>この際、回収すべき接続料原価に係る報酬額は、算定の前提条件である“レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構</p>	<p>ースの構成資産が他人資本又は自己資本のいずれによって調達されたのかを正確に把握することは期待しがた」※いとされていましたが、「接続料の算定に関する研究会第一次報告書」（平成 29 年 9 月 8 日付）において、繰延税金資産を計上することは、明らかに自己資本を増加させことになるため、繰延税金資産は自己資本から圧縮することが適当であり、現行採られている方法を見直す必要があるとされ、「平成 29 年秋」に「報酬額の算定方法の見直し（資本構成比の算定に当たって、繰延税金資産は自己資本から圧縮）」を実施することが適当という報告がされました。そのため、今回の接続料算定から資本構成比率の算定方法を見直すことになりました。</p> <p>今回、調整額において見直し前の資本構成比率を採用している理由は、恐らく 2 年前の接続料算定時の資本構成比率算定の考え方方に合わせたためと推察されます。しかしながら、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比率を用いる必要があるにもかかわらず、調整額において見直し前の資本構成比率を採用することは、圧縮処理を行うことについて認められていた合理性を否定することに繋がると考えます。したがって、調整額の報酬額算定に当たっても、資金調達の実態を踏まえた算定を行うために、見直し後の資本構成比率を採用することが妥当であり、見直し前の考え方方に合わせる合理的な理由はないと考えます。</p>
--	--	--

		<p>成比”によって算出されるべきであり、当該報酬額について、「繰延税金資産」に相当する分だけ過度に自己資本比率を押し上げた資本構成比を用いて算出してしまうと、レートベースの構成資産ではない「繰延税金資産」の影響によって、本来回収すべきレートベースに係る報酬額以上の過剰な報酬額を NTT 東・西が回収することになるため、適正報酬額の算定としては不適切だと考えます。</p> <p>したがって、調整額算定時の資本構成比についても、「繰延税金資産」を自己資本から圧縮した資本構成比を用いることが必要であり、今回認可申請された平成 30 年度接続料の調整額については、当該資本構成比を用いて再算定することが必要だと考えます。</p> <p>(※) 「第一種指定電気通信設備との接続に関し講すべき措置について」(総基料第 162 号) (平成 29 年 9月8 日付け)</p>	<p>もし、報酬額算定時の資本構成比率に見直し前の資本構成比率を採用するならば、その処理がより適正な報酬額算定に貢献するという明確な根拠を示す必要があると考えます。</p> <p>(※「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方（実績原価方式に基づく平成 28 年度の接続料の改定等）」(平成 28 年 3 月 31 日付) より)</p>
--	--	--	--

(1) 実績原価方式に基づく平成 30 年度の接続料の改定等

該当箇所	意見提出者	提出された意見	再意見
平成 30 年度接続料 網使用料算定根拠 Ⅱ. 原価の算定及び ミニケーションズ	ビー・ビー・バックボーン株式会社 株式会社 TOKAI コミニケーションズ	<ビー・ビー・バックボーン株式会社> 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 東西」といいます。）の実績原価方式を適用する光信号中継伝送機能（以下	ビー・ビー・バックボーン株式会社殿及び株式会社 TOKAI コミニケーションズ殿の意見に賛同します。 NTT 東西殿の光信号中継伝送機能（以下「中継 DF」といいます。）に係る接続料金は、大幅な上昇になっ

<p>料金の設定</p> <p>5．中継伝送機能</p> <p>光信号中継伝送機能</p>	<p>「中継 DF」といいます。）に対しましては、その料金は比較的安定的に推移していたものの、平成 29 年度（以下「前年度」といいます。）から適用された接続料よりその上昇が顕著であり NTT 東西それぞれで約 19.8%、約 8.2% 上昇いたしております。</p> <p>また、今回 NTT 東西より平成 30 年度（以下「今年度」といいます。）適用予定の中継 DF 接続料として申請された料金は、それぞれで約 19.1%、約 33.0%（前年度と今年度の 2 年間でそれぞれ約 42.6%、約 44.0%）も上昇しており、接続事業者の事業計画やお客様へのサービス等に多大な影響を与えます。</p> <p>中継 DF は NTT 東西の収容ビル間を結ぶ唯一の回線であり、接続事業者は複数の収容ビル内に伝送装置等をコロケーションしています。その収容ビル間を当該中継 DF で伝送網を構築することにより都市部や地方（ルーラルな地域等を含む）で生活される個人や法人等の営みで発生する各種のデータ伝送や情報通信サービスを確立し、様々な利用者様の通信を円滑かつ安全に確立している最も重要で必要不可欠な伝送機能です。</p> <p>更に、今後日本国内におきましては「無電柱化推進計画」が確実に実行さるため、中小通信事業者や新規参入事業者による中継 DF 利用ニーズは益々高まる可能性があります。</p>	<p>ているため、一時的な費用増の影響が大きい場合は可能な限り平準化や激変緩和措置を講じることが適当であると考えます。</p> <p>また、予見性確保の観点から、毎年 10 月末に事業者へ開示されている来年度の接続料金速報値の対象に、中継 DF 接続料金を加えるべきと考えます。</p>
---	---	---

		<p>したがいまして、以下に中継 DF 接続料に対しての弊社要望を以下に記します。</p> <p>1. 上昇要因分析とその透明性担保</p> <p>NTT 東西は前年度と今年度の接続事業者向け説明会において、中継 DF 上昇要因を以下のとおり説明されています。</p> <ul style="list-style-type: none">① 管路・とう道の補修工事費用増加② 支障移転にともなう工事費用増加③ 古くなったケーブルの除却損発生④ 需要の減少（設備収容率をアップ） <p>上記の①～③につきましては、前年度の当該接続料の上昇に対し接続事業者からの質問が提出され、NTT 東西の回答は、「特殊な施策により接続料原価が上昇したもの。」として、弊社は昨年度に単年度で発生する一時的な原価上昇要因と理解いたしておりました。しかしながら、今年度の中継 DF 接続料が上昇した原因の質問に対しましても、同様的回答をされています。</p> <p>そもそも、管路・とう道の補修工事や道路拡幅や電柱地中化等の土木工事を伴うものは、突発的な事故や災害時の対応を除くと、原則として数年に亘って計画的に実施されるものであります。更に、上記④の PSTN や専用線等の伝送装置の更改・集約工事による収容効率アップ等も数年間計画的に実施されるものであり、これらの工事実施は数年前から分かってい</p>
--	--	---

	<p>ものと推察されます。</p> <p>よって、これらの工事等が接続料の上昇要因となるのであれば、接続事業者へのNTT東西による説明会での回答では分かり辛く、接続事業者への透明性を確保するためには、それぞれ①～④の要因に分けた詳細な情報開示と説明が必須と考えます。</p> <p>また、「③古くなったケーブルの除却損」の発生につきましては、収容効率を高め、将来の維持管理費を低減することはある程度必要なことと考えますが、一方で、除却損が発生するのでれば、その実施については費用対効果を検証し、更に、撤去等の必要性がある場合におきましても経済的耐用年数を経過していない設備であるため、該当設備に対しては公募等の方法で残存簿価による他者への譲渡等により、除却損の発生と設備等の撤去工事費を防止することが必要と考えます。</p> <p>2. 中継DF接続料シミュレーション等による予見性確保</p> <p>上記「1. 上昇要因分析とその透明性担保」で述べましたとおり、NTT東西より接続事業者説明会において回答された原価上昇の①～④の項目につきましては、計画的に実施されるものであることから、次年度以降の中継DF接続料につきましてはシミュレーションを実施し、その内容が接続事業者の予見性を確保することに大いに役立つため開示されることを要望いたしま</p>
--	---

	<p>す。</p> <p>なお、接続事業者への開示タイミングにつきましては、現状、例年 NTT 東西より接続事業者へ開示される 10 月頃の開示項目に含めることで、特別な算定等は不要になるものと考えます。</p> <p>3. 中継 DF の原価上昇が「一時的」か「継続的」なものか今年度認可前に判断が必要</p> <p>なお、今年度の中継 DF 接続料につきましては、まずは透明性担保を実現したうえで、当該接続料の上昇が一時的なものか、継続的なものなのかを判断する手順を今年度接続料の認可前に踏んでいただくことを強く要望いたします。</p> <p>4. 仮に、原価上昇が一時的なものである場合は、「激変緩和」等の措置による接続料の平準化が必要です。</p> <p>中継 DF の原価上昇がシミュレーション等の検証により一時的要因で上昇していることが確認された場合には、接続料の急激な変動を抑制するために調整額等による平準化を要望いたします。</p> <p>＜株式会社 TOKAI コミュニケーションズ＞</p> <p>今回申請された光信号中継伝送機能の平成 30 年度接続料は、前年比 NTT 東日本殿 +19.1%、NTT 西日本殿 +33.0% の上昇率で大幅に上昇しております。光信号中継伝送機能は都市部のみなら</p>
--	---

	<p>ずルーラル地域も含め、多くの利用者へのネットワーク維持・提供に不可欠なものです。</p> <p>平成 29 年 2 月 17 日に開催されました平成 29 年度接続料に係る接続約款変更の認可申請等に関する説明会で、NTT 西日本殿へ今後の土木設備の除却について確認したところ、特殊な施策は実施しないと説明がありましたが、平成 30 年度の申請された接続料には土木設備の除却が含まれている様であり、接続料の予見可能性が低下しています。接続事業者の予見可能性を確保することは可能な限り追求されることが必要であることから、光信号中継伝送機能の接続料も第一種指定電気通信設備接続料規則第二十一条の再計算後、ドライカッパ接続料及びメタル専用線接続料等と同様に遅滞なく接続事業者へ開示されることが必要と考えます。</p> <p>光信号中継伝送機能のコスト増の要因として挙げられているのは管路・とう道等の土木設備の保守費の増加に加え、NTT 西日本殿は古くなったケーブルの補修や支障移転による除却とされていますが、これまで年々下がってきた NTT 西日本殿の指定設備管理運営費を上昇させています。また、需要減の要因としては PSTN や専用線等の伝送装置の更新・集約による利用芯線の減少とされていますが、計画的に行われるべき施策であると考えられます。</p> <p>このような接続料の急激な上昇は、接続事業者へ</p>	
--	---	--

		大きく影響を与えます。今回のコスト増が一時的なものであるならば、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置」を講ずることで接続料の平準化を図る事が望ましいと考えます。	
--	--	---	--

(3) 平成 30 年度の次世代ネットワークに係る接続料の新設及び改定等

該当箇所	意見提出者	提出された意見	再意見
網終端装置の増設基準の基本的な事項	KDDI 株式会社 日本インターネットプロバイダー協会 EditNet 株式会社	<p><KDDI 株式会社></p> <p>これまでも接続事業者が網終端装置の増設を希望する場合は、建設申込を提出する際に、必要に応じて NTT 東・西と内容について調整した上で、NTT 東・西が定めた運用ルールに基づき、増設可否が判断される運用となっておりました。</p> <p>今般の変更において、接続事業者が増設申込みを行った際に、NTT 東・西が別に定める増設基準を満たさない場合は増設を承諾しないことが接続約款に記載されることになりますが、別に定める増設基準が現状の運用ルールからどう改善されるかについては未だ明らかになっておりません。</p> <p>増設基準は、「円滑なインターネット接続を実現する見地から NTT 東・西が別に定めること」となっていますが、仮に、時代の流れ（一契約当たりのインターネットトラヒックの増加）に合わないような規定であった場合、円滑なインターネット接続が実現できないことか</p>	<p>KDDI 殿、日本インターネットプロバイダー協会殿及び EditNet 株式会社殿の意見に賛同します。</p> <p>「円滑なインターネット接続を実現する見地から NTT 東・西が別に定めること」とされている増設基準については、当然昨今のトラヒックの急増を踏まえたものであるべきと考えます。現在のセッション数ベースの増設基準ではトラヒックの急増に十分対応しきれていないのは明らかであり、見直しを行うべきと考えます。また、当該見直しは、関係事業者・団体からの要望・意見を踏まえた上で行われることが適切です。今般の意見募集において、日本インターネットプロバイダー協会殿より具体的な基準の見直し案が示されました。NTT 東西殿は当該見直し案に対する見解を表明すべきと考えます。</p>

	<p>ら、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分に考慮しながら、適正な基準が定められる必要があります。</p> <p>また、当該規定が適正に規定・運用されているかについては総務省においても注視することが必要だと考えます。</p> <p><日本インターネットプロバイダー協会></p> <p>(1)約款に記載する増設基準の具体性について</p> <p>NTT 東西の約款申請案において、NTE の増設基準は単に「当社が円滑なインターネット接続を実現する見地から別に定める I P 通信網終端装置の増設に係る基準」とだけ規定されており、そもそもトラヒックベースかセッションベースか、また、それらの具体的な数値はどの程度かといったことが約款上明確でなく、また、予見することもできません。</p> <p>(略) このように NTT 東西殿が追うべき責務に関する条項(増設基準等)が明確化されない中で、基準に満たない場合は承諾しない、という接続事業者には一方的に不利益になる条項が新たに追加されるのは非常に危険だと考えます。その基準が、ISP 事業者とある程度合意が取れるような内容であればまだしも、これまでの経緯からすれば、全く現実とは乖離したものが出てくる可能性もあります。</p> <p>よって「別に定める」、とされるものに関して、総務省が求めている事業者や業界団体などとの協議が反映</p>
--	--

	<p>される仕組みを、約款に盛り込むことが求められると思います</p> <p>また、約款外で処理されるようになると、今後の協議が困難な状況に陥るリスクもあります。よって状況次第では、基準を約款に載せるなどの措置も必要だと思われます。</p> <p>(3)具体的な増設基準に対する提案</p> <p>NTE の増設基準については、別途、当協会より NTT 東西殿に要望書を提出し、その内容については協会 Web サイトに掲載致しますが、ここにその概要を記し提案させて頂きます。</p> <ul style="list-style-type: none">・各 NTE のトラヒック状況を何らかの形で接続事業者に提供頂き、そのトラヒック動向に応じて、増設できるものとする。その際、現状では建設申し込みより設置までには約 6 ヶ月を要しているため、6 ヶ月後のトラヒックが NTE の閾値(例えば 80%)に及ぶことが予想される時点で申し込み可能となることとする。・この際、トラヒック動向は事業者によって大きく異なる事もあることから、事業者毎にその閾値等は考慮されるものとする。また、トラヒック動向等の数値次第では閾値を NTT 東西殿と協議の上、変更できるものとする。・既に輻輳している NTE については、別途検討する。・この増設は、ユーザの利用環境改善のために行う
--	---

		<p>ものであるので、これらの措置を行ってもユーザの利用環境が改善されない場合には、お互い協議を行い、改善策を検討し実施するものとする。</p> <p>・また、利用環境改善のために、増設基準だけでなく、現状のインターフェースの帯域を更に大きなものにするなど、他の対応策についても検討するものとする。</p> <p><EditNet 株式会社></p> <p>NTT 東西の約款申請案において、NTE の増設基準は単に「当社が円滑なインターネット接続を実現する見地から別に定める I P 通信網終端装置の増設に係る基準」とだけ規定されており、そもそもトラヒックベースかセッションベースか、それが決まった後の具体的数値はどの程度か、このようなことが約款上明確でなく、また、予見することもできません。</p>	
県間通信設備との接続に関する手続	KDDI 株式会社 NGN IPoE 協議会	<p><KDDI 株式会社></p> <p>第一種指定電気通信設備との接続の申込みとあわせて、非指定設備である「 I P 通信網県間区間伝送路」との接続の申込みを行った場合の申込方法や標準的期間等について、第一種指定電気通信設備との接続の申込みと同等の条件で対応する旨の条文が今般の認可申請において接続約款に規定されています。</p> <p>本事項については、「地域の NGN との接続におい</p>	<p>KDDI 殿及び NGN IPoE 協議会殿の意見に賛同します。</p> <p>県間通信設備との接続に関する手続の明確化は、県間通信設備との円滑な接続確保の一助となると考えられます。</p> <p>一方で、県間の接続料については、非指定設備であることからその算定方式含め明らかになっておらず、適正性・透明性・公平性は確保されていません。今般接続約款に規定された接続に関する手続と同様に、接続料についても</p>

	<p>て不可避的に経由せざるを得ない NGN の県間中継ルータ及び県間伝送路との接続条件については、第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要なことは明白であり、県間中継ルータ及び県間伝送路との接続について、その手續に関する事項を第一種指定電気通信設備接続約款記載において統一的に記載するべき」との第一次報告書を踏まえた事業法施行規則の改正（平成 30 年 2 月 26 日公布）を受けた対応であり、本事項を接続約款に規定することによって、県間通信設備との接続に関する手續が明確化され、県間通信設備との円滑な接続が確保されるものと考えます。</p> <p><NGN IPoE 協議会></p> <p>I P 通信網県間区間伝送路の申込手続きが県内接続との接続に係る申込と同時に実施できることに賛成します。</p>	<p>第一種指定電気通信設備と同等の仕組みで算定されることが必要と考えます。</p> <p>具体的には、NGN の県内伝送路と同様に、毎年将来原価方式で算定され、その料金については総務省殿において検証されることが適当と考えます。この手当てにより、NGN との接続において不可欠である県間通信設備の接続料の適正性・透明性・公平性が確保されると考えます。</p> <p>なお、非指定設備で適正性・透明性・公平性を確保するための仕組みとして、例えば、コロケーション料金、電柱等については、非指定設備であるが、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」として、接続事業者の負担すべき金額が接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて算定されており、県間通信設備の制度的手当てを検討する際の参考となると考えます。</p>
--	--	--

以上

再 意 見 書

平成30年5月1日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばしいちちょうめ
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) びー・びー・ばっくぼーんかぶしきがいしゃ
氏 名 ビー・ビー・バックボーン株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょう みやかわ じゅんいち
代表取締役社長 宮川 潤一

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、
平成30年3月24日付けで公告された接続約款の変更に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

該当箇所（提出された他者のご意見）	再意見
<p>＜調整額算定時の原価算定に用いるH28年度適用の資本構成比率の算定＞</p> <p>～（前略）ところが、今回NTT東・西から認可申請された平成30年度接続料の算定方法を見ると、平成30年度接続料を構成する費用のうち、前々算定期間ににおける費用（報酬額）算定時の資本構成比については、「繰延税金資産」を自己資本から圧縮した資本構成比が用いられているものの、調整額算定時の資本構成比については、従来通り、「繰延税金資産」を「有利子負債以外の負債」（他人資本）から圧縮した資本構成比を用いて算出されています。</p> <p>～（中略）～</p> <p>この際、回収すべき接続料原価に係る報酬額は、算定の前提条件である“レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比”によって算出されるべきであり、当該報酬額について、「繰延税金資産」に相当する分だけ過度に自己資本比率を押し上げた資本構成比を用いて算出してしまうと、レートベースの構成資産ではない「繰延税金資産」の影響によって、本来回収すべきレートベースに係る報酬額以上の角な報酬額をNTT東・西が回収することになるため、適正報酬額の算定としては不適切だと考えます。</p> <p>したがって、調整額算定時の資本構成比についても、「繰延税金資産」を自己資本から圧縮した資本構成比を用いることが必要であり、今回認可申請された平成30年度接続料の調整額については、当該資本構成比を用いて再算定することあ必要だと考えます。（以下略～）</p> <p>【KDDI株式会社】</p> <p>＜平成30年度接続料 網使用料算定根拠 V. 資本構成比率の算定＞</p>	<p>KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社より提出されたご意見に賛同いたします。</p> <p>平成30年度接続料については、『「繰延税金資産』については、自己資本から圧縮』との要請がNTT東西に対して出ていることから、NTT東西が調整額算定に対して、資本構成比率における「繰延税金資産」の圧縮処理を自己資本から行っていないことは、各接続料に加算される調整額を増幅させ、結果的に接続料全体を過大にしてしまいます。</p> <p>また、このことは今後の接続料の変動を増大させる可能性が高いことから、平成30年度接続料に適用される調整額の算定におきましても「繰延税金資産」を自己資本から圧縮した資本構成による再算定を実施することが将来接続料の安定的で適正な算定につながるものと考えます。</p> <p>したがいまして、当該接続料の認可前に「繰延税金資産」を自己資本より圧縮したうえで資本構成の再算定が実施され平成30年度接続料へ適用されることを強く要望いたします。</p>

～（前略）『『繰延税金資産』については、税効果会計の適用により『繰延税金資産』を計上することによって、自己資本比率が上昇することになることから、『繰延税金資産』は自己資本から圧縮することが適當』（P. 50）との考え方が示され、平成30年度の接続料の改定から資本構成比率の算定方法見直しを行うよう、総務省殿より東日本電信電話株式会社殿（以下「NTT東日本殿」といいます。）及び西日本電信電話株式会社殿（以下「NTT西日本殿」といいます。）（以下併せて「NTT東西殿」といいます。）に要請されました。

～（中略）～

したがって、今回認可申請される接続料に係る調整額の算定においても、「『繰延税金資産』は自己資本から圧縮する」資本構成比率を採用することが適當です。

【ソフトバンク株式会社】

該当箇所（提出された他者のご意見）

再意見

<光信号中継伝送機能（中継ダークファイバ）>

今回申請された光信号中継伝送機能の平成30年度接続料は、前年比NTT東日本殿+19.1%、NTT西日本殿+33.0%の上昇率で大幅に上昇しております。

～（中略）～

このような接続料の急激な上昇は、接続事業者へ大きく影響を与えます。今回のコスト増が一時的なものであるならば、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置」を講ずることで接続料の平準化を図ることが望ましいと考えます。

【株式会社TOKAIコミュニケーションズ】

<平成30年度接続料 網使用料算定根拠 II. 原価の算定及び料金の設定 5. 中継伝送機能 光信号中継伝送機能>

株式会社TOKAIコミュニケーションズ及びソフトバンク株式会社より提出されたご意見に賛同いたします。

～（前略）したがって、今回の急激な上昇を抑制するため、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」（平成25年7月16日）に定めるとおり、一時的な増分を加味しない平成30年度の費用と需要の予測値を用いて接続料を算定するなど、激変緩和措置を適用することが適切であると考えます。

【ソフトバンク株式会社】

以上

再意見書

平成 30 年 5 月 1 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 KDDI 株式会社

代表取締役社長 高橋 誠

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成30年3月24日付で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

【別紙】

該当箇所	弊社意見									
全般										
<p>■平成 30 年度接続料 網使用料算定根拠</p> <p>V. 資本構成比率の算定</p> <p>「『繰延税金資産』は自己資本から圧縮する」という資本構成比率の算定方法見直しは、『繰延税金資産』という資産の性質を考慮した上で、自己資本から圧縮することが適当と結論付けられたものであり、資本構成比率の圧縮処理をより精緻にして、適正な利潤算定に貢献するものです。そうした状況は平成 28 年度時点でも同じであるため、調整額の算定においても資本構成比率を見直すことは、接続料の適正性をより向上させると考えます。</p> <p>したがって、今回認可申請される接続料に係る調整額の算定においても、「『繰延税金資産』は自己資本から圧縮する」資本構成比率を採用することが適当です。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>左記意見のとおり、回収すべき接続料原価に係る報酬額は、算定の前提条件である“レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比”によって算出されるべきであり、当該報酬額について、「繰延税金資産」に相当する分だけ過度に自己資本比率を押し上げた資本構成比を用いて算出してしまうと、レートベースの構成資産ではない「繰延税金資産」の影響によって、本来回収すべきレートベースに係る報酬額以上の過剰な報酬額を NTT 東・西が回収することになるため、適正報酬額の算定としては不適切だと考えます。</p> <p>特に、加入光ファイバに係る接続料については、資本構成比が報酬額に与える影響が大きく、「繰延税金資産」に相当する分だけ過度に自己資本比率を押し上げた資本構成比を用いて 3 条申請における乖離額（以下、「乖離額」という。）を算出することによって、NTT 東・西はそれぞれ、下表に示すような過剰な報酬額を回収できることになってしまいます。</p> <p>■「繰延税金資産」を自己資本から圧縮した場合と他人資本から圧縮した場合（従来）の乖離額の差額（単位：億円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>NTT 東</th><th>NTT 西</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光信号端末回線 (シングルスター方式)</td><td>約 9.5</td><td>約 11.0</td></tr> <tr> <td>光信号主端末回線※ (シェアドアクセス方式)</td><td>約 10.5</td><td>約 14.2</td></tr> </tbody> </table> <p>※局外スピリッタ分（実際原価方式）の調整額は除く</p> <p>また、加入光ファイバに係る接続料（光信号端末回線、光信号主端末回線）については、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間について将来原価方式で算定された接続料が認可済みであるため、仮に、乖離額の算定に資本構成比の算定見直しが反映されないとすると、平成 32 年度以降の接続料からしか資本構</p>		NTT 東	NTT 西	光信号端末回線 (シングルスター方式)	約 9.5	約 11.0	光信号主端末回線※ (シェアドアクセス方式)	約 10.5	約 14.2
	NTT 東	NTT 西								
光信号端末回線 (シングルスター方式)	約 9.5	約 11.0								
光信号主端末回線※ (シェアドアクセス方式)	約 10.5	約 14.2								

	<p>成比の算定見直しが反映されず、今後数年間、レートベースの構成資産ではない「繰延税金資産」の影響によって、本來回収すべきレートベースに係る報酬額以上の過剰な報酬額を NTT 東・西が回収し続けることとなるため、適正報酬額の算定の観点から非常に大きな問題だと考えます。</p> <p>したがって、調整額・乖離額の算定時の資本構成比についても、「繰延税金資産」を自己資本から圧縮した資本構成比を用いることが必要であり、今回認可申請された平成 30 年度接続料の調整額・乖離額については、当該資本構成比を用いて再算定することが必要だと考えます。</p>
(2) 平成 30 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定	
<p>■光ファイバの耐用年数</p> <p>(略) 今回認可申請されている平成 30 年度の加入光ファイバに係る接続料に用いる光ファイバの耐用年数についても、認可にあたっては適正性を検証することが求められます。</p> <p>そのため、光ファイバの耐用年数の検証方法については、接続料算定に関する研究会で議論を進めるとともに、今回認可申請されている接続料については、過去 2 回開示してきたものと同等の情報を平成 28 年度実績に更新したものを、事業者に向けて開示することが、最低限必要であると考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>加入光ファイバの耐用年数の見直しについて、NTT 東・西は、現行の経済的耐用年数が、7 つの関数を用いた推計結果の範囲内に収まっていること等から「直ちに耐用年数の見直しが必要な状況に至っていない」としていますが、接続料の算定に関する研究会第一次報告書（以下、「第一次報告書」という。）の考え方で示されたとおり、7 つの関数の個々についてこれを用いることの妥当性、また、これら全てを推計に用い、そのどちらかの推計結果の範囲内に収まつていれば耐用年数を見直す必要がないとするとの妥当性のいずれについても、十分説明がなされておりません。</p> <p>光ファイバの耐用年数の検証については、接続料の算定に関する研究会フォローアップで議論を進めることになりますが、「光ファイバケーブルの取扱い（耐用年数等）に関する当面の方向性」（平成 30 年 2 月）で示されたとおり、見直しに向けた検証については、数か月内に開始し、年内又は来年早期には結論を出していくことが必要であり、NTT 東・西から早期のデータ提供等が求められるところです。</p> <p>また、接続料の算定に関する研究会（第 12 回）（2018 年 4 月 24 日）において、NTT 東・西から 2016 年度末の固定資産データを用いた撤去法の確率分布関数による推計結果（最小値・最大値）が開</p>

	<p>示されましたが、過去データとの比較の観点から、過去の検証同様※に 2008 年度の見直し時と同様の算出方法による推計結果についても情報開示されることが望ましいと考えます。</p> <p>(※)「光ファイバケーブルの経済的耐用年数の見直しに係る検討結果」(2017 年 2 月 28 日付け)</p>
(3) 平成 30 年度の次世代ネットワークに係る接続料の新設及び改定等	
<p>■平成31 年度以降接続料</p> <p>平成29 年12 月に開催された接続料の算定に関する研究会(第10 回)において、NTT 東西殿より、平成31 年度以降の接続料については、「より適切なコストドライバー等を決定」するとの見解が示されました。当該見直しは、NTT 東西殿のみの判断によって行うことができるものではないため、仮に見直しの検討を行うのであれば、接続料の算定に関する研究会フォローアップの中で、NTT 東西殿から具体的なデータも併せた見直し案を提示いただき、公開の場で議論することが必須であると考えます。また、見直しの検討に当たっては、NTT 東西殿のみが利用している機能に有利な恣意的配賦が行われないよう注視する必要があります。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>左記意見のとおり、NTT 東・西からトラヒック以外のコストドライバーの提案があった場合は、接続料の算定に関する研究会フォローアップの中で公開の議論をすることが必要であり、検討にあたっては、今回の帯域換算係数の見直しの主旨として第一次報告書の考え方で述べられたとおり、「設備ごとの網機能の単位コストが明確となり、異なる事業者が NGN の同じ設備を同じように利用した場合にコストの同等性を確保することが可能となる」ことが担保される必要があると考えます。</p>
<p>■NGN 県間伝送路について</p> <p>NGN の県間伝送路は、NGN の県内伝送路とは違い第一種指定電気通信設備の対象にはなっていませんが、NGN と接続する上では県内伝送路と同様に不可避的に利用する設備です。</p> <p>現在、県間伝送路の算定方式については明らかになっていませんが、同じように不可欠性を持つ伝送路設備である、NGN の県内伝送路と県間伝送路は本来同じ算定方式で算定されるべきであり、まず NGN の県間伝送路の算定方式を明らかにし、仮に県内伝送路と差分がある場合は、算定方式を合わせるべきと考えます。なお、算定方式を合わせるに当たっては、NGN は今後需要が増えていくサービスであるため、当然、県内伝送路に合わせ、毎年度将来原価方式で算定すべきと考えます。</p> <p>また、NGN を利用する上で県間伝送路との接続が必</p>	<p>PSTN マイグレーション後は、NGN がボトルネック性を有するメタル・光アクセス回線と一体設置の巨大設備となり、かつ、県間伝送路を不可避的に利用せざるを得なくなること、また、そのような状況下で、NGN の県間通信用設備が、NTT 東・西の自由裁量でコスト如何に関わらず接続料を決定し得る状況では、公正競争の確保が困難なことから、左記意見のとおり、県間通信用設備が第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要である点を十分に考慮し、第一種指定電気通信設備と同等に適正性・公平性・透明性が確保されている必要があると考えます。</p> <p>上記については、情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成 29 年 12 月 22 日）の考え方^(※1) 及び「NGN の県間接続料に関する当面の方向性」（平成 30 年 2 月）^(※2) を踏まえ、接続料の算定に</p>

<p>須であり代替性がないことから、マイグレーションに伴い今後多くの事業者が県間伝送路を利用するに当たっては、適正性・透明性・公平性の確保が不可欠であり、その接続料について検証の仕組みが必要と考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>関する研究会フォローアップで検証・検討が必要であり、実際、接続料の算定に関する研究会（第 12 回）（2018 年 4 月 24 日）にて、ソフトバンクから、NTT 東・西との協議長期化（合意まで 1 年弱）等の事業者間協議に係る課題提起や、NGN 県間通信用設備に関する規律・仕組みについての具体的な提案がなされたことから、適正性・公平性の改善に向けたルール化等について、早期に結論を出していく必要です。</p> <p>（※1）情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成 29 年 12 月 22 日）考え方 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種指定電気通信設備との接続において一体的に利用される県間通信用設備との接続に関し第一種指定電気通信設備を設置する事業者が取得すべき金額（県間接続料）については、（略）その具体的な水準が第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要な条件の一つであることは間違いない。 ○ 県間接続料の水準に関し、事業者間で協議が行われてはいるものの、現状では、具体的にどのような算定方法が適正なのかという点に関して、互いの情報開示が必ずしも円滑に行われておらず考え方には差異がある状況にあると論じられており、総務省の検証を求める当事者もいることから、今後は総務省においても、費用の開示がどの程度行われているかを含め、関係事業者の意見を聴きつつ、検証を行うことが適当である。 ○ また、接続事業者が支払うべき金額まで約款記載事項とされているコロケーションと同様の対応が必要であるとの意見も踏まえ、総務省においては、NTT 東日本・西日本による取組の状況及び上記検証の状況も踏まえつつ、県間接続料の水準も約款記載事項とする必要かどうか、検討を行っていくことが適當である。 ○ さらに、この他の非第一種指定電気通信設備との接続において取得されるべき金額についても、その算定根拠が示されることは円滑な接続においては重要であり（略） <p>（※2）NGN の県間接続料に関する当面の方向性（平成 30 年 2 月）</p> <p>18. （略）まずは当研究会でも今後の協議状況を注視することが適當である。その上で、第一種指定電気通信設備との接続に当たり不可避的に県間設備を経由し第一種指定電気通信設備との一体的な利用が行われる場合における適正性・公平性・透明性の確保は特に重要であると考えられるため、現在行われているのは一部の当事者間における協議だが、この状況を見つづけ、適正性・公平性の改善に向けてルール化が必要かどうか検討して行く必要がある。</p>
---	--

（4）その他

<p>■網終端装置の増設基準の基本的事項</p> <p>NTT 東西の約款申請案において、NTE の増設基準は単に「当社が円滑なインターネット接続を実現する見地から別に定める I P 通信網終端装置の増設に係る基準」とだけ規定されており、そもそもトラヒックベースかセッションベースか、また、それらの具体的な数値はどの程度かといったことが約款上明確でなく、また、予見することもできません。</p> <p>(略)</p> <p>「別に定める」、とされるものに関して、総務省が求めている事業者や業界団体などの協議が反映される仕組みを、約款に盛り込むことが求められると思います。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p> <p>NTT 東西の約款申請案において、NTE の増設基準は単に「当社が円滑なインターネット接続を実現する見地から別に定める I P 通信網終端装置の増設に係る基準」とだけ規定されており、そもそもトラヒックベースかセッションベースか、それが決まった後の具体的な数値はどの程度か、このようなことが約款上明確でなく、また、予見することもできません。</p> <p>(略)</p> <p>よって順序としては、まず ISP 事業者と NTT 東西の間で早急に、双方がある程度納得できる増設基準を定めて運用することが先決であり、それでなお接続約款の不備で不要不急、無駄な NTE の増設申込みが生じるようであれば、そのときに増設拒否理由を接続約款に盛り込むことが望ましいと考えます。</p> <p>【EditNet 株式会社】</p>	<p>左記各社意見のとおり、今般の変更によって、接続事業者が増設申込みを行った際に、NTT 東・西が別に定める増設基準を満たさない場合は増設を承諾しないことが接続約款に記載されることになりますが、別に定める増設基準が現状の運用ルールからどう改善されるかについては未だ明らかになっておりません。</p> <p>NTT 東・西が別に定める増設基準が、仮に、時代の流れ（一契約当たりのインターネットトラヒックの増加）に合わないような規定であった場合、円滑なインターネット接続が実現できないことから、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分に考慮しながら、適正な基準が定められる必要があります。</p> <p>また、当該規定が適正に規定・運用されているかについては総務省においても注視することが必要だと考えます。</p>
<p>■ I P 通信網県間区間伝送路との接続の申込みに係る手続き等</p> <p>I P 通信網県間区間伝送路の申込手続きが県内接続との接続に係る申込と同時に実施できることに賛成します。</p> <p>【NGN IPoE 協議会】</p>	<p>左記意見のとおり、県間通信設備との接続に関する手続について、「地域の NGN との接続において不可避的に経由せざるを得ない NGN の県間中継ルータ及び県間伝送路との接続条件については、第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要であることは明白であり、県間中継ルータ及び県間伝送路との接続について、その手續に関する事項を第一種指定電気通信設備接続約款記載において統一的に記載するべき」</p>

との第一次報告書を踏まえた事業法施行規則の改正（平成 30 年 2 月 26 日公布）を受けた対応であり、第一種指定電気通信設備との接続の申込みと同等の条件で対応する旨が接続約款に規定・明確化されることで、県間通信設備との円滑な接続が確保されるものと考えます。

以 上

再意見書

平成30年5月1日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部
料金サービス課 殿

郵便番号 163-8019
とうきょうとしんじゅくくにししんじゅくさんちょうめ
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2
ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏 名 東日本電信電話株式会社
やまむら まさゆき
代表取締役社長 山村 雅之

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成30年3月24日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

区分	他事業者意見	当社意見																
光信号中継伝送機能(中継ダークファイバ)に関するご意見	<p>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 東西」といいます。）の実績原価方式を適用する光信号中継伝送機能（以下「中継 DF」といいます。）に対しましては、その料金は比較的安定的に推移していたものの、平成 29 年度（以下「前年度」といいます。）から適用された接続料よりその上昇が顕著であり NTT 東西それぞれで約 19.8%、約 8.2% 上昇いたしております。</p> <table border="1" data-bbox="422 492 1208 595"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位 (月額)</th> <th colspan="2">平成29年度接続料(カッコ内は調整前)</th> <th colspan="2">平成28年度接続料</th> </tr> <tr> <th>NTT東日本</th> <th>NTT西日本</th> <th>NTT東日本</th> <th>NTT西日本</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光信号中継伝送機能 [中継ダークファイバ]</td> <td>1回線・1メートルごと</td> <td>1,060円 (0.946円)</td> <td>1,038円 (0.979円)</td> <td>0.885円</td> <td>0.959円</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、今回 NTT 東西より平成 30 年度（以下「今年度」といいます。）適用予定の中継 DF 接続料として申請された料金は、それぞれで約 19.1%、約 33.0%（前年度と今年度の 2 年間でそれぞれ約 42.6%、約 44.0%）も上昇しており、接続事業者の事業計画やお客様へのサービス等に多大な影響を与えます。</p> <p>中継 DF は NTT 東西の収容ビル間を結ぶ唯一の回線であり、接続事業者は複数の収容ビル内に伝送装置等をコロケーションしています。その収容ビル間を当該中継 DF で伝送網を構築することにより都市部や地方（ルーラルな地域等を含む）で生活される個人や法人等の営みで発生する各種のデータ伝送や情報通信サービスを確立し、様々な利用者様の通信を円滑かつ安全に確立している最も重要で必要不可欠な伝送機能です。</p> <p>更に、今後日本国内におきましては「無電柱化推進計画」が確実に実行されるため、中小通信事業者や新規参入事業者による中継 DF 利用ニーズは益々高まる可能性があります。</p> <p>したがいまして、以下に中継 DF 接続料に対しての弊社要望を以下に記します。</p> <p>1. 上昇要因分析とその透明性担保</p>	区分	単位 (月額)	平成29年度接続料(カッコ内は調整前)		平成28年度接続料		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	光信号中継伝送機能 [中継ダークファイバ]	1回線・1メートルごと	1,060円 (0.946円)	1,038円 (0.979円)	0.885円	0.959円	<p>＜透明性の確保について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ご指摘の接続料の上昇については、乖離額調整前の原価が対前年で 2.7% 上昇した一方、需要が 8.0% の減少となったことに伴うものです。 費用の主な上昇要因は、老朽化した管路やとう道の集中的な補修による施設保全費が増加したことによるものです。また、需要の主な減少要因は、従前、事業者に開示したスケジュール等に記載の専用線ノード装置等の更改とあわせて設備のスリム化と使用芯線の集約を行ったことによるものです。 このような設備維持を行うために必要なコストが、将来、どの年度でどの程度発生するかを見通すことは困難ですが、当社としては、今後も引き続きコスト削減に努めるとともに、算定根拠を開示し、事業者説明会等において丁寧な説明を実施していく考えです。 <p>＜予見性の確保について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来の接続料水準については、当社の設備更改やコスト削減の取組みだけではなく、接続事業者及び当社利用部門の需要動向や自己資本利益率の状況等によっても大きく変動するものであるため、それを予測することは容易ではありません。そのため、仮に将来の接続料水準を大胆に推計して開示したとしても、かえって接続事業者の混乱を招くおそれがあることから、当社として、そのような対応を実施する考えはありません。 なお、当社としては、これまでも接続事業者の予見性を向上させる観点から、接続料の再計算報告とあわせて、ドライカッパ、接続専用線、メガデータネッツ等の原価、需要、単価等を事前開示してきており、今回ご要望いただいた中継ダークファイバの来年度の接続料金速報値についても、接続事業者へ与える影響が大きいと想定される場合には接続料の再計算報告とあわせ
区分	単位 (月額)			平成29年度接続料(カッコ内は調整前)		平成28年度接続料												
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本													
光信号中継伝送機能 [中継ダークファイバ]	1回線・1メートルごと	1,060円 (0.946円)	1,038円 (0.979円)	0.885円	0.959円													

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>NTT 東西は前年度と今年度の接続事業者向け説明会において、中継 DF 上昇要因を以下のとおり説明されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 管路・とう道の補修工事費用増加 ② 支障移転にともなう工事費用増加 ③ 古くなったケーブルの除却損発生 ④ 需要の減少（設備収容率をアップ） <p>上記の①～③につきましては、前年度の当該接続料の上昇に対し接続事業者からの質問が提出され、NTT 東西の回答は、「特殊な施策により接続料原価が上昇したもの。」として、弊社は昨年度に単年度で発生する一時的な原価上昇要因と理解いたしておりました。しかしながら、今年度の中継 DF 接続料が上昇した原因の質問に対しましても、同様的回答をされています。</p> <p>そもそも、管路・とう道の補修工事や道路拡幅や電柱地中化等の土木工事を伴うものは、突発的な事故や災害時の対応を除くと、原則として数年に亘って計画的に実施されるものであります。更に、上記④の PSTN や専用線等の伝送装置の更改・集約工事による収容効率アップ等も数年間計画的に実施されるものであり、これらの工事実施は数年前から分かっているものと推察されます。</p> <p>よって、これらの工事等が接続料の上昇要因となるのであれば、接続事業者への NTT 東西による説明会での回答では分かり辛く、接続事業者への透明性を確保するためには、それぞれ①～④の要因に分けた詳細な情報開示と説明が必須と考えます。</p> <p>また、「③古くなったケーブルの除却損」の発生につきましては、収容効率を高め、将来の維持管理費を低減することはある程度必要なことと考えますが、一方で、除却損が発生するのでれば、その実施については費用対効果を検証し、更に、撤去等の必要性がある場合におきましても経済的耐用年数を経過していない設備であるため、該当設備に対しては公募等の方法で残存簿価による他者への譲渡等により、除却損の発生と設備等の撤去工事費を防止</p>	<p>て開示することを検討していく考えです。</p> <p>＜激変緩和措置について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 激変緩和措置については、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」（平成 25 年 7 月 30 日 総務省総合通信基盤局）において、当該措置の適用を必要最小限とすることが適当とした上で、接続料の変動が特に大きく、対象機能の重要性等に照らし、当該機能について抑制措置を適用する必要性が認められることや、抑制措置の適用により接続料水準の変動が緩和されると見込まれること等が、激変緩和措置の適用の基準として示されています。 ・ 中継ダークファイバについては、接続事業者の利用分も含めた今後の需要動向が見通せず、必ずしも抑制措置の適用により接続料水準の変動が緩和されると言い切れないため、激変緩和措置を講じないことが適切であると判断したものです。

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>することが必要と考えます。</p> <p>2. 中継DF接続料シミュレーション等による予見性確保</p> <p>上記「1. 上昇要因分析とその透明性担保」で述べましたとおり、NTT東西より接続事業者説明会において回答された原価上昇の①～④の項目につきましては、計画的に実施されるものであることから、次年度以降の中継DF接続料につきましてはシミュレーションを実施し、その内容が接続事業者の予見性を確保することに大いに役立つため開示されることを要望いたします。</p> <p>なお、接続事業者への開示タイミングにつきましては、現状、例年NTT東西より接続事業者へ開示される10月頃の開示項目に含めることで、特別な算定等は不要になるものと考えます。</p> <p>3. 中継DFの原価上昇が「一時的」か「継続的」なものか今年度認可前に判断が必要</p> <p>なお、今年度の中継DF接続料につきましては、先ずは透明性担保を実現したうえで、当該接続料の上昇が一時的なものか、継続的なものなのかを判断する手順を今年度接続料の認可前に踏んでいただくことを強く要望いたします。</p> <p>4. 仮に、原価上昇が一時的なものである場合は、「激変緩和」等の措置による接続料の平準化が必要です。</p> <p>中継DFの原価上昇がシミュレーション等の検証により一時的要因で上昇していることが確認された場合には、接続料の急激な変動を抑制するために調整額等による平準化を要望いたします。</p> <p>【ビー・ビー・バックボーン株式会社】</p> <p>今回申請された光信号中継伝送機能の平成30年度接続料は、前年比NTT東日本殿+19.1%、NTT西日本殿+33.0%の上昇率で大幅に上昇しております。光信号中継伝送機能は都市部のみならずルーラル地域も含め、多くの利用者へのネットワーク維持・提</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>供に不可欠なものです。</p> <p>平成29年2月17日に開催されました平成29年度接続料に係る接続約款変更の認可申請等に関する説明会で、NTT西日本殿へ今後の土木設備の除却について確認したところ、特殊な施策は実施しないと説明がありましたが、平成30年度の申請された接続料には土木設備の除却が含まれている様であり、接続料の予見可能性が低下しています。接続事業者の予見可能性を確保することは可能な限り追求されることが必要であることから、光信号中継伝送機能の接続料も第一種指定電気通信設備接続料規則第二十一条の再計算後、ドライカッパ接続料及びメタル専用線接続料等と同様に遅滞なく接続事業者へ開示が必要と考えます。</p> <p>光信号中継伝送機能のコスト増の要因として挙げられているのは管路・とう道等の土木設備の保守費の増加に加え、NTT西日本殿は古くなったケーブルの補修や支障移転による除却とされていますが、これまで年々下がってきたNTT西日本殿の指定設備管理運営費を上昇させています。また、需要減の要因としてはPSTNや専用線等の伝送装置の更新・集約による利用芯線の減少とされていますが、計画的に行われるべき施策であると考えられます。</p> <p>このような接続料の急激な上昇は、接続事業者へ大きく影響を与えます。今回のコスト増が一時的なものであるならば、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置」を講ずることで接続料の平準化を図る事が望ましいと考えます。</p> <p>【株式会社TOKAIコミュニケーションズ】</p> <p>光信号中継伝送機能（以下「中継DF」といいます。）の接続料金については、NTT東日本殿において前年度比19.1%増、NTT西日本殿においては33.0%増と急激に上昇しています。</p> <p>今回の急激な上昇は主に、施設保全費、除却費及び調整額増加による原価の増加（対前年度比：NTT東+10%、NTT西+21%）と、</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>急激な需要減少（対前年度比：NTT 東▲8%、NTT 西▲9%）によるものであり、今回のような前年度比 30%以上という急激な上昇による事業運営上の影響は、決して小さくありません。</p> <p>したがって、今回の急激な上昇を抑制するため、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」（平成 25 年 7 月 16 日）に定めるとおり、一時的な増分を加味しない平成 30 年度の費用と需要の予測値を用いて接続料を算定するなど激変緩和措置を適用することが適切であると考えます。</p> <p>また、今回 NTT 東西殿の認可申請が遅れた関係により、平成 30 年度の中継 DF 接続料金の公表が 3 月中旬という年度末の時期までずれ込みました。そのため、来年度以降の事業運営を計画していく上で大きな支障が出ました。近年、認可申請が遅れ、年度を跨いで認可されるケースが増えてきており、特に精算金額が大きい接続料金における予見性の確保はより重要な課題になっております。したがって、中継 DF の接続料金における予見性確保のため、毎年 10 月末に事業者へ開示されている来年度の接続料金速報値の対象に、中継 DF 接続料金を加えることを検討すべきです。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
光ファイバの耐用年数に関するご意見	<p>加入光ファイバに係る接続料に用いる光ファイバの耐用年数につきましては、「平成 28 年度以降の加入ファイバに係る接続料の改定」及び「平成 29 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定」の過去 2 回の接続料認可申請に合わせて、NTT 東西殿の HP 上で「光ファイバケーブルの耐用年数についての検討結果」を開示して、光ファイバケーブルの耐用年数の適正性に関する検証結果を示しておりました。</p> <p>しかしながら、その検証結果については、検証方法の妥当性に関する説明が十分ではないため、接続料研究会報告書で検証方法について検討が必要との考えが示されました。また、接続料の算定に関する研究会（第 11 回）（平成 30 年 1 月 23 日）の「光ファイバケーブルの取扱い（耐用年数等）に関する当面の方向性案」という資料においても、必要なデータを提示の上、早期に耐用年数に関する検証作業を行うことが必要という考えが提示されました。</p> <p>すなわち、今回認可申請されている平成 30 年度の加入光ファイバに係る接続料に用いる光ファイバの耐用年数についても、認可にあたっては適正性を検証することが求められます。</p> <p>そのため、光ファイバの耐用年数の検証方法については、接続料算定に関する研究会で議論を進めるとともに、今回認可申請されている接続料については、過去 2 回開示してきたものと同等の情報を平成 28 年度実績に更新したものを、事業者に向けて開示することが、最低限必要であると考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続料の算定に関する研究会（以下、接続料研究会）（第 12 回）において提示したとおり、平成 28 年度末の光ファイバケーブルの固定資産データを用いた耐用年数の推計結果は、架空光ファイバケーブルでは上限が 22 年、下限が 14 年、地下光ファイバケーブルでは上限が 34 年、下限が 20 年であり、現行の耐用年数は当該推計結果の範囲内に収まっていることを確認しました。 ・ しかしながら、推計値が毎年伸びていることは認識しており、平成 29 年度末の固定資産データを用いた推計に加えて、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」の観点も含め、今年度集中的に光ファイバケーブルの耐用年数の検証を進める考えです。 ・ その結果、耐用年数の見直しが必要と判断すれば、早ければ平成 31 年度からの見直しも含めて検討していく考えです。

区分	他事業者意見	当社意見
N G Nに係る機能別接続料金の算定に関するご意見	<p>第一次報告書を踏まえた事業法施行規則の改正（平成30年2月26日公布）を受けた対応であり、今般の認可申請において、機能別接続料が設定されたことにより、設備ごとの網機能の単位コストが明確となり、異なる事業者がNGNの同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性を確保することが可能になると考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今般の省令改正を踏まえた対応により、実際に適用されない接続料の算定に多大な稼動が追加的に生じるとともに、接続約款や算定根拠が複雑化しています。現に、総務省にて作成・提示された「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の接続約款の変更の認可申請の概要（平成30年度の接続料の新設及び改定等）」においても、従前の接続機能にて適用料金の記載がなされるなど、かえって分かりにくい接続料となっているものと考えます。 今回設定した「機能別接続料」を含め、設定しても長く利用実態のない接続料（アンバンドル機能）については、追加的に生じるコスト等を勘案して、今後、その必要性を検証していただきたいと考えます。

区分	他事業者意見	当社意見
N G Nのコストドライバの見直しに関するご意見	<p>NTT 東西殿の NGN 接続料算定においては、これまで、帯域換算係数が存在することにより、結果として相対的にトラヒックの小さい機能にコストが寄せられ新規参入事業者に不利な状況となっていました。この度行われた接続料申請においては、平成 29 年 4 月 14 日付情報通信行政・郵政行政審議会答申に基づき、帯域換算係数を廃止して算定されており、新規機能等を使ったサービスを開拓する事業者に不利な状況が解消されていることから、平成 30 年度接続料に賛同します。</p> <p>また、本接続料申請においては、費用の発生態様に合わせ共用設備のコストドライバにトラヒックが用いられており、その点からも本接続料は適切であると考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p> <p>平成 29 年 12 月に開催された接続料の算定に関する研究会（第 10 回）において、NTT 東西殿より、平成 31 年度以降の接続料については、「より適切なコストドライバ等を決定」との見解が示されました。当該見直しは、NTT 東西殿のみの判断によって行うことができるものではないため、仮に見直しの検討を行うのであれば、接続料の算定に関する研究会フォローアップの中で、NTT 東西殿から具体的なデータも併せた見直し案を提示いただき、公開の場で議論することが必須であると考えます。また、見直しの検討に当たっては、NTT 東西殿のみが利用している機能に有利な恣意的配賦が行われないよう注視する必要があります。</p> <p>そもそも、接続料算定方法の頻繁な変更による接続料上昇は、接続事業者の予見性の確保や事業計画にも影響を与えるものであるため、平成 30 年度 NGN 接続料において接続料算定方法の大幅な見直しを行った後すぐのタイミングで、算定方法の大幅な見直しを行うことの可否は慎重に判断すべきと考えます。特に、優先転送機能のような、これから利用事業者を増やし新規参入を促進していくべき機能の接続料が、NTT 東西殿の見直しによって急激</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度の接続料の算定については、一旦、中継ルータの上部ポートの帯域換算係数を加味しないトラヒック量を用いて算定することとしましたが、平成 31 年度以降の接続料については、接続料研究会（第 10 回）において、当社より意見提起したとおり、マルチキャストトラヒックの精緻化による影響や NGN の共用設備に係る設備コストの発生態様の実態を把握するとともに、ベストエフォートと優先クラスのパケット単価が同額となってしまうという課題の対処策について検討することで、より適切なコストドライバ等を決定し、接続料へ反映していく考えです。 今回の算定方法の見直しにより、例えば一般中継系ルータ交換伝送機能（優先クラス）の接続料単価は大幅に減少（対前年比 99% の減少）しました。今後、コストドライバ等の見直しによって、接続料が大きく変動する可能性もありますが、接続料の算定方法が適正なものであれば、そのような変動が生じること自体は否定されるものではないと考えます。 なお、コストドライバ等を見直す場合には接続事業者の予見性を確保できるよう、対応していく考えです。

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>に上昇するようなことがあれば、新規参入の阻害につながるため、 そのようなことがないようにすべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
資本構成比率の算定に関するご意見	<p>NTT 東・西接続料の報酬額算定における資本構成比の算出については、“レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比”を用いる手法が用いられており、今まででは、レートベースの構成資産が他人資本又は自己資本のいずれによって調達されたのかを正確に把握することは期待しがたいため、レートベースに含まれない流動資産等に相当する分を一律に「有利子負債以外の負債」(他人資本)から全て圧縮する算定方法が採られていました。</p> <p>しかしながら、上記算定方法では、レートベースの構成資産ではなく、かつ、税効果会計の適用で自己資本比率を上昇させることになる「繰延税金資産」に相当する分も、一律に「有利子負債以外の負債」(他人資本)から全て圧縮されてしまうため、算出される資本構成比が、「繰延税金資産」に相当する分だけ過度に自己資本比率を押し上げ、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態にそぐわなくなることから、接続料の算定に関する研究会第一次報告書（以下、「第一次報告書」という。）を受け、平成30年度の接続料再計算にあわせて算定方法の見直し（「繰延税金資産」については、自己資本から圧縮）が総務省からNTT 東・西に要請（※）されたところです。</p> <p>ところが、今回NTT 東・西から認可申請された平成30年度接続料の算定方法を見ると、平成30年度接続料を構成する費用のうち、前々算定期間における費用（報酬額）算定時の資本構成比については、「繰延税金資産」を自己資本から圧縮した資本構成比が用いられているものの、調整額算定時の資本構成比については、従来通り、「繰延税金資産」を「有利子負債以外の負債」(他人資本)から圧縮した資本構成比を用いて算出されています。</p> <p>調整額については、前々算定期間における費用と前々算定期間における接続料収入の乖離を当年度接続料で調整するものですが、当該調整を行う主旨は、前々年度実績が確定した後、前々年度で回収すべき接続料原価と実際に回収した接続料収入との乖離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報酬等の算定に用いる資本構成比については、接続料研究会での議論とそれを踏まえた要請（第一種指定電気通信設備との接続に關し講ずべき措置について（総基料第162号、平成29年9月8日））を受けて、平成30年度適用接続料から見直しを実施しています。 ・ 一方、平成30年度適用接続料の原価に加減算する調整額については、既に認可済の平成28年度適用接続料に係る乖離額であることから、その調整額の算定にあたっては平成28年度適用接続料の前提条件にあわせて算定することが適切であると考えます。 ・ なお、これまでにも上記と同じ考え方により、以下のように調整額の算定を行っており、連続性は確保されています。 <ul style="list-style-type: none"> - 平成27年度の公衆電話接続料の算定において、事前設置する特設公衆電話のコストをアナログとディジタルのトラヒック比でコスト分計するよう算定方法を見直したが、調整額は従前の方法で算定。 - 平成28年度の加入光ファイバ接続料の算定において、主端末回線と分岐端末回線との間の「コスト把握の精緻化」を実施したが、調整額は従前の方法で算定。

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>を調整し、回収すべき接続料原価を NTT 東・西が正しく取得することにあります。</p> <p>この際、回収すべき接続料原価に係る報酬額は、算定の前提条件である“レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比”によって算出されるべきであり、当該報酬額について、「繰延税金資産」に相当する分だけ過度に自己資本比率を押し上げた資本構成比を用いて算出してしまうと、レートベースの構成資産ではない「繰延税金資産」の影響によって、本来回収すべきレートベースに係る報酬額以上の過剰な報酬額を NTT 東・西が回収することになるため、適正報酬額の算定としては不適切だと考えます。</p> <p>したがって、調整額算定期の資本構成比についても、「繰延税金資産」を自己資本から圧縮した資本構成比を用いることが必要であり、今回認可申請された平成 30 年度接続料の調整額については、当該資本構成比を用いて再算定期が必要だと考えます。</p> <p>(※)「第一種指定電気通信設備との接続に關し講ずべき措置について」(総基料第 162 号) (平成 29 年 9 月 8 日付け)</p> <p>【KDDI 株式会社】</p> <p>「接続料算定期に関する研究会 第一次報告書」(2017 年 9 月) (以下「接続料研究会報告書」といいます。)において、「『繰延税金資産』については、税効果会計の適用により『繰延税金資産』を計上することによって、自己資本比率が上昇することになることから、『繰延税金資産』は自己資本から圧縮することが適當」(P. 50)との考え方方が示され、平成 30 年度の接続料の改定から資本構成比率の算定期方法見直しを行うよう、総務省殿より東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東西殿」といいます。)に要請がされました。</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>しかしながら、今回認可申請されました平成 30 年度接続料に係る調整額算定に用いる資本構成比率は、見直し前の「『繰延税金資産』は他人資本から圧縮する」資本構成比率が採用されております。</p> <p>「『繰延税金資産』は自己資本から圧縮する」という資本構成比率の算定方法見直しは、『繰延税金資産』という資産の性質を考慮した上で、自己資本から圧縮することが適當と結論付けられたものであり、資本構成比率の圧縮処理をより精緻にして、適正な利潤算定に貢献するものです。そうした状況は平成 28 年度時点でも同じであるため、調整額の算定においても資本構成比率を見直すことは、接続料の適正性をより向上させると考えます。</p> <p>したがって、今回認可申請される接続料に係る調整額の算定においても、「『繰延税金資産』は自己資本から圧縮する」資本構成比率を採用することが適當です。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p> <p>「(1) 実績原価方式に基づく平成 30 年度の接続料の改定等」でも述べたとおり、今回認可申請される接続料に係る乖離額の算定においても、「『繰延税金資産』は自己資本から圧縮する」資本構成比率に見直すことが適當です。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
自己資本利益率の算定に関するご意見	<p>第一種指定電気通信設備接続料規則において、自己資本利益率は「期待自己資本利益率＝リスクの低い金融商品の平均金利+$\beta \times$（他産業における主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）」という計算式で算出されるよう規定されております。この中で、「他産業における主要企業の平均自己資本利益率」は、「N E E D S（日本経済新聞社デジタル事業B to Bユニットの総合経済データバンク）の財務データ」より取得され、「リスクの低い金融商品の平均金利」（リスクフリーレート）は、「国債10年ものの利回り」が、NTT 東西殿の行う算定で採用されてきました。</p> <p>今回の平成30年度の接続料算定においては、マイナスとなつたリスクフリーレート（国債10年ものの平均利回り）を算定上は「0.00%」と見込む一方で、主要企業の自己資本利益率は実績値がそのまま採用されております。</p> <p>平成25年度以降、接続料における報酬額算定に用いる主要企業の自己資本利益率は、非常に高い状況が続いております。これはアベノミクスの柱の一つある大胆な金融緩和策による、金利の低下が一要因と考えられ、金融緩和策と主要企業の自己資本利益率上昇との間には一定の関連があると想定されます。</p> <p>したがって、主要企業の自己資本利益率の実績値を採用するならば、算定に用いるリスクフリーレートも、「0.00%」と見込んで算定することはせず、実績値をそのまま採用することが適当であると考えられます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自己資本利益率の算定に用いる国債10年ものの平均利回りについては、日本銀行の金融政策の影響もあり、平成28年度における年間の平均値がマイナスの値となりました。 ・地方債や預金等の様々な選択肢がある中で、期待利回りがマイナスのものに資本投下していることは、本来採りえない投資家行動を想定することになること等から、リスクフリーレートの値をマイナスで見込むこととすると、適正な資本コストを算定することができません。したがって、平成30年度適用接続料の算定においては、0.00%として見込んでいるものであり、ソフトバンク株式会社殿のご意見にある「実績値をそのまま採用すること」は適切でないと考えます。 ・なお、「接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成30年度の接続料等の改定）」に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成30年3月23日）においても、「リスクフリーレートがマイナスである場合、①指定電気通信設備への投資に対する機会費用をマイナスの金額で見込むことになること、②期待利回りがマイナスのものへの投資という想定しにくい投資家行動を想定することになることから、リスクフリーレートを0.00%に設定することは許容されるものと考える。」との考え方方が示されています。

区分	他事業者意見	当社意見
利用者料金の関係の検証(スタックトスト)に関するご意見	<p>「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」が策定されたことにより、利用者料金収入と振替接続料総額の具体的な算出方法が公表（※）されることになり、今回の「接続料と利用者料金の関係の検証結果」において、対象となる具体的な振替接続料の接続機能や算出方法等が開示されたことは、接続料と利用者料金の関係の検証において、より一層の適正性・透明性の確保につながったものと考えます。</p> <p>今回、公表された算出方法等を確認したところ、その算出方法等に不明点があったため、当該算出方法について適切な算出方法なのかどうか、総務省において検証頂くことを希望します。</p> <p>このように、具体的な算出方法等が公表されたことで、外部からの検証も可能となったことから、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」が策定され、それに沿った検証がなされるることは非常に意義のあることだと考えます。</p> <p>①「加入電話・ISDN通話料」の振替接続料の対象には、「加入者交換機回線対応部共用機能」「中継交換機回線対応部共用機能」が入っているにも関わらず、「ひかり電話」の振替接続料の対象には当該接続機能が入っていない点（ひかり電話発信であっても、加入電話着信時には、当該接続機能が利用されるはず）</p> <p>②「加入電話・ISDN通話料」「ひかり電話」の利用者料金收入は、当社が料金設定をしているものに限るとなっていますが、振替接続料がNTT 東・西着信時（加入電話、ひかり電話着）を対象としているのに対して、利用者料金收入はNTT 東・西着信時以外も含まれている可能性があり、比較対象が正しくないのではないかという点（利用者料金收入にNTT 東・西着信時以外の収入も含まれているのであれば、正しい比較検証とならない）</p> <p>（例）NTT 東の「ひかり電話」の利用者料金收入は1,248 億円、振替接続料は123 億円となっているが、利用者料金が3 分8 円であることを考えると、仮に比較対象が正しい（利用者料金收</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「ひかり電話」の接続料相当の対象には、「加入者交換機回線対応部共用機能」「中継交換機回線対応部共用機能」も含まれていますが、接続料相当の算定方法の記載において、その旨が不明確であったことから、今後の公表資料においては修正することいたします。 また、ご指摘のとおり、今回報告した「接続料と利用者料金の関係の検証」における利用者料金収入には当社電話サービス着信通話に係る収入以外にも他事業者OABJ着信通話等に係る収入が含まれていますが、現時点、他事業者OABJ着信通話等に係る収入を精緻に把握して、利用者料金収入から除外することは困難です。

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>入も振替接続料も NTT 東・西着のみ) とすれば、3 分あたりの接続料単価が 0.8 円程度となり、加入電話着 (H30 年度 IC 接続 : 3 分 8.09 円) もあると考えると、本当に比較対象が正しいのか疑問が生じる。</p> <p>(※) 「4. 結果の公表等」において、「事業者は、検証の実施結果をその具体的な算出方法と併せて総務省に報告する。また、事業者は、認可申請に際し、非公表とする正当な理由がある部分を除き、当該結果及び算出方法を公表する。」とされている（「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」案に対する意見及びそれに対する考え方の考え方 4）。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
網終端装置の増設基準に関するご意見	<p>(1) 約款に記載する増設基準の具体性について</p> <p>NTT 東西の約款申請案において、NTE の増設基準は単に「当社が円滑なインターネット接続を実現する見地から別に定める I P 通信網終端装置の増設に係る基準」とだけ規定されており、そもそもトラヒックベースかセッションベースか、また、それらの具体的な数値はどの程度かといったことが約款上明確でなく、また、予見することもできません。</p> <p>今回の約款申請は、省令の改正と総務省の行政指導（要請）を受けたものであり、2018 年 2 月 26 日の総務省の NTT 東西に対する要請文書（以下、「本件行政指導」といいます。）では、「接続約款において、増設基準の基本的事項を、円滑なインターネット接続を可能とする見地から定めること。」とされています。</p> <p>つまり、総務省は(1)「円滑なインターネット接続を可能とする見地から」、(2) 増設基準の基本的事項を (3) 接続約款において定めるように指導しているのであって、これに誠実に対応するためには、電気通信事業法第 33 条第 2 項の認可を要する接続約款において、基本的には誰が解釈しても大差のない増設基準が導ける程度の基本的事項を定める必要があり、その内容は最低限「円滑なインターネット接続を可能とする」程度のものであることが必要となります。</p> <p>今回の約款案では、本件行政指導に対応しているとは言えず不十分なものです。これが一度認可されてしまうと、増設基準の妥当性について、今後は約款認可のプロセスを経ることもなく、またパブリックコメントなどで接続事業者や国民の意見を聞く機会が毀損される可能性が非常に大きくなります。</p> <p>よって、「増設基準の基本的事項」を接続約款に定めることを求める本件行政指導の趣旨に対応するため、接続約款において、最低限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トラヒックベースでの増設基準によること 	<p>(1) 約款に記載する増設基準の具体性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今般の省令改正を踏まえ、網終端装置の増設基準に係る規定として、接続約款第 25 条（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）を変更し、具体的な増設基準の内容等については、別に定めることとしました。 ・ 別に定める具体的な増設基準の内容等については、当社の NG N と接続する際に必要な情報を踏まえ、守秘義務契約を締結した事業者向けのホームページに開示することとしており、公平性・透明性・予見性は十分に確保されていると考えます。

区分	他事業者意見	当社意見
	<ul style="list-style-type: none"> ・トラヒックの具体的基準 ・トラヒックの伸びを見込む場合、その計算のしかた <p>などを定め、誰が解釈しても大差のない増設基準が導ける程度に具体的な規定を設けることが大前提であると考えます。</p> <p>このように NTT 東西殿が追うべき責務に関する条項(増設基準等)が明確化されない中で、基準に満たない場合は承諾しない、という接続事業者には一方的に不利益になる条項が新たに追加されるのは非常に危険だと考えます。その基準が、ISP 事業者とある程度合意が取れるような内容であればまだしも、これまでの経緯からすれば、全く現実とは乖離したものが出てくる可能性もあります。</p> <p>よって「別に定める」、とされるものに関して、総務省が求めている事業者や業界団体などとの協議が反映される仕組みを、約款に盛り込むことが求められると思います。</p> <p>また、約款外で処理されるようになると、今後の協議が困難な状況に陥るリスクもあります。よって状況次第では、基準を約款に載せるなどの措置も必要だと思われます。</p> <p>(2) 「増設基準」の位置づけについて</p> <p>前項でも述べたように、今回の約款案において、増設基準を満たさないときは接続（または増設）の申込みを拒否できる旨の規定が追加されています。</p> <p>この点について 2018 年 3 月 28 日の事業者説明会で事業者から質問があり、これに対して NTT 東西殿は、「今まで増設基準や接続（増設）の拒否に接続約款上の根拠はなく、あくまでも NTT 東西が提示する基準に対してご協力をいただき、それ以上の建設申込みを出さないようにしていただいていた」との回答でした。</p> <p>この回答に際し、我々としては、この数年ユーザからの輻輳問</p>	<p>(2) 「増設基準」の位置づけについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISP 事業者からの申込みに基づき、基準なく網終端装置の増設を実施した場合、網終端装置コストの大宗を負担する収容局接続機能を利用する事業者に予見なく過大な網使用料の負担を強いるおそれがあるため、これまで増設基準を定め、守秘義務契約を締結した事業者向けのホームページで、具体的な増設基準の内容等を開示してきました。その上で、ISP 事業者に対して事前協議等で必要な説明を行い、増設基準に則した申込みをいただいてきたところです。 ・今般の省令改正や総務省からの要請（第一種指定電気通信設備との接続に講ずべき措置について（インターネット接続関連事項）（総基料第 33 号、平成 30 年 2 月 26 日））を踏ま

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>題に関する苦情に日本全国の多くの ISP が苦労しながら対応してきた大変な状況が、NTT 東西殿においてはこの程度に認識であったことに驚愕の念を禁じえません。</p> <p>このように、実態は、増設基準が協力のお願いにすぎないことを接続事業者にはその旨告げることなく、あたかもそれがルールであるかのような資料で説明されてきました。また、建設申込みの前に事前照会手続きを設けて建設申込みを簡単には出せないような手続きを経るようにするなど、接続義務緩急とも思えるものでした。</p> <p>各事業者はエンドユーザへのサービス提供のために増設を申し込んできたにもかかわらず、NTT 東西がこれを拒否する根拠にしてきた「増設基準」に実は制度上の根拠がなかったということです。</p> <p>今までの増設拒否の事例が法令に照らして問題なかったかについて、総務省殿には早急に NTT 東西への聞き取り等調査を実施して頂き、問題がある場合には適切な措置をされるようお願いします。</p> <p>また、今回の約款案を制度上の位置づけから見ると、従来は特に基準がなかった（あくまでも接続事業者が申し込めば約款上は増設してもらうことができた）ことに対して、増設の拒否事由のみを設けるものであり、これによって増設条件がより厳格化されることになります。</p> <p>そもそも接続事業者は、NTE を増設すれば自社側にも大きなコストが必要なのであり、無駄な増設を要望してきたことは全くありません。</p> <p>よって、まず ISP 事業者と NTT 東西殿の間で早急に、誰が解釈しても大差のない増設基準をオープンに定めて運用することが先</p>	<p>え、網終端措置の増設基準及び増設基準を満たさなかつた場合の扱いを接続約款において明確化したところです。今後もこれまで同様、ISP 事業者と引き続き十分な事前協議等を行っていく考えです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>決であり、それでなお接続約款の不備で不要不急、無駄な NTE の増設申込みが生じるようであれば、そのときに増設拒否理由を接続約款に盛り込むことで十分ではないかと考えます。</p> <p>(3) 具体的な増設基準に対する提案</p> <p>NTE の増設基準については、別途、当協会より NTT 東西殿に要望書を提出し、その内容については協会 Web サイトに掲載致しますが、ここにその概要を記し提案させて頂きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各 NTE のトラヒック状況を何らかの形で接続事業者に提供頂き、そのトラヒック動向に応じて、増設できるものとする。その際、現状では建設申し込みより設置までには約 6 ヶ月を要しているため、6 ヶ月後のトラヒックが NTE の閾値(例えば 80%)に及ぶことが予想される時点で申し込み可能となることとする。 ・この際、トラヒック動向は事業者によって大きく異なる事もあることから、事業者毎にその閾値等は考慮されるものとする。また、トラヒック動向等の数値次第では閾値を NTT 東西殿と協議の上、変更できるものとする。 ・既に輻輳している NTE については、別途検討する。 ・この増設は、ユーザの利用環境改善のために行うものであるので、これらの措置を行ってもユーザの利用環境が改善されない場合には、お互い協議を行い、改善策を検討し実施するものとする。 ・また、利用環境改善のために、増設基準だけでなく、現状のインターフェースの帯域を更に大きなものにするなど、他の対応策についても検討するものとする。 <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p> <p>これまでも接続事業者が網終端装置の増設を希望する場合は、建設申込を提出する際に、必要に応じて NTT 東・西と内容について</p>	<p>(3) 具体的な増設基準に対する提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ N G N の網終端装置については、これまでもトラヒックの増加に対応して、I S P 事業者のニーズに応じた様々なメニューを追加してきており、本年 4 月、「接続事業者の要望により増設するメニュー（D型）」を新たに提供開始しました。 ・ これに加えて、既存網終端装置の増設基準について見直す必要があると考えており、I S P 事業者等からのご意見を参考にしつつ、円滑なインターネット接続の実現を図る観点から、様々なメニューがある網終端装置の利用実態等を踏まえて、検討を進めているところです。 ・ 今回、既存網終端装置の増設基準の緩和を実施する考えであり、基準セッション数の引き下げ、または、それ以外の方法による対応を検討しているところです。効率的なネットワーク運営やサービス品質の確保に与える影響等を見極めた上で、具体的な実施内容を決定し、5 月末を目途に改めて報告する考えです。 ・ これまでも、円滑なインターネット接続の実現に向けて、N G N と接続している I S P 事業者はもとより、それ以外の関係事業者や関係団体とも協議を重ねてきたところであり、今後決定する実施内容についても、総務省への報告後、事業者向け説明会を開催し、関係事業者・団体等に理解を得られるよう説明していくとともに、引き続き協議を行っていく考えです。

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>て調整した上で、NTT 東・西が定めた運用ルールに基づき、増設可否が判断される運用となっていました。</p> <p>今般の変更において、接続事業者が増設申込みを行った際に、NTT 東・西が別に定める増設基準を満たさない場合は増設を承諾しないことが接続約款に記載されることになりますが、別に定める増設基準が現状の運用ルールからどう改善されるかについては未だ明らかになっておりません。</p> <p>増設基準は、「円滑なインターネット接続を実現する見地から NTT 東・西が別に定めること」となっておりますが、仮に、時代の流れ（一契約当たりのインターネットトラヒックの増加）に合わないような規定であった場合、円滑なインターネット接続が実現できないことから、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分に考慮しながら、適正な基準が定められる必要があります。</p> <p>また、当該規定が適正に規定・運用されているかについては総務省においても注視することが必要だと考えます。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
N G Nのネットワーク管理方針に関するご意見	<p>優先クラスの利用にあたっては、I P o E接続事業者経由の接続形態も取りえると理解していますが、その場合には該当 I P o E接続事業者と協定事業者の合意があることの確認書類の提示を求めるべきであると考えます。</p> <p>【IPoE 協議会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「優先クラス通信機能」との接続を要望する事業者には、優先クラスの通信が経由する I P o E接続を行っている協定事業者（以下、I P o E接続事業者）を指定いただくとともに、接続申込みまでに当該 I P o E接続事業者と本接続に係る合意を得ていただくこととしています。 ・ I P o E接続に限らず、多数事業者間の接続となる場合は、電気通信役務の円滑な提供のために、当該接続を要望する事業者が関係する全ての事業者に合意を得ることが、事業者間において慣行となっています。 ・ 仮に多数事業者間の接続において関係する全ての事業者との合意がなければ、電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるため、関係する全ての事業者との合意が必要であることを当該接続を要望する事業者に対し書面にて提示しており、I P o E接続においても同様の対応を行う考えです。

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>優先転送機能については、NTT 東西殿より、接続約款に利用帯域・設定パターン数・一度に申し込めるパターン数の上限に関する利用条件を設定する旨示されました。当該利用条件については、接続事業者の要望を踏まえ今後見直しを行うことも併せて示されていますが、事業者の要望に応じて見直すのはもちろんのこと、設定される条件については、今後の優先転送機能の利用が不当に制限されることがないよう予見性確保の観点からも注視が必要と考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今回、当社が接続約款に規定した利用帯域や申込みパターン数の上限については、今後、事業者からの具体的な要望を踏まえ、必要に応じて、利用条件の見直しの検討を行っていく考えです。

区分	他事業者意見	当社意見
県間伝送路の料金に関するご意見	<p>NGN の県間伝送路は、NGN の県内伝送路とは違い第一種指定電気通信設備の対象にはなっていませんが、NGN と接続する上では県内伝送路と同様に不可避的に利用する設備です。</p> <p>現在、県間伝送路の算定方式については明らかになっていませんが、同じように不可欠性を持つ伝送路設備である、NGN の県内伝送路と県間伝送路は本来同じ算定方式で算定されるべきであり、まず NGN の県間伝送路の算定方式を明らかにし、仮に県内伝送路と差分がある場合は、算定方式を合わせるべきと考えます。なお、算定方式を合わせるに当たっては、NGN は今後需要が増えていくサービスであるため、当然、県内伝送路に合わせ、毎年度将来原価方式で算定すべきと考えます。</p> <p>また、NGN を利用する上で県間伝送路との接続が必須であり代替性がないことから、マイグレーションに伴い今後多くの事業者が県間伝送路を利用するに当たっては、適正性・透明性・公平性の確保が不可欠であり、その接続料について検証の仕組みが必要と考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p> <p>IPoE 接続事業者が支払っている NGN 県間接続料については、平成 26 年度以降全く見直しが行われていません。NGN に係る需要が毎年度伸びているであろうことや機器価格が毎年度低下していくであろうことを考えると、この接続料停滞は、NGN 県間伝送路接続料の算定がコストベースで行われていないことの証左であると考えます。NGN に係る需要の伸びや経年による機器価格の低下を適切に接続料に織り込むためにも、IPoE 接続に係る県間接続料は、毎年度将来原価方式で算定すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県間伝送路は、多くの事業者が自ら敷設しており、それを持たない事業者もビジネスベースで自由に調達を行っていること、現に当社も県間伝送路を他事業者から調達していること等を踏まえると、不可欠性はないものと考えます。 ・ また、事業者から NGN での新たな P O I の設置要望をいただいた場合には、適切な費用を負担いただくことを前提として要望事業者と協議を行っています。現に、NGN の県間伝送路を利用するか、自前の県間伝送路を利用するかは、費用負担を含め、要望事業者自身の判断で選択可能であり、NGN の県間伝送路を不可避的に利用せざるを得ないと指摘にはあたらないと考えます。 ・ IP 純へ移行後の音声サービスの IP - IP 接続については、原則二者間の直接接続となり、お互いに対称・対等な関係でネットワークをつなぎ合うこととなるため、当社は他事業者の県間伝送路を、他事業者は当社の県間伝送路を利用することとなり、それぞれの県間伝送路を不可避的に利用せざるを得ない状況は、当社も他事業者も同じとなります。 ・ なお、当社の県間伝送路の接続料については、「非指定電気通信設備との接続に関する契約約款」(以下、非指定約款) に規定し、広く開示しています。非指定約款において、どの事業者も同等の条件で接続できることを定め、接続料の透明性と公平性を確保するとともに、引き続き、要望事業者からの確認・問合せ等に対して、可能な限り、具体的な説明を行うことで、当社の接続料が適正なものであることを理解していただくよう努めていく考えです。 ・ いずれにせよ、当社の県間伝送路は非指定設備であり、その接続料については、様々な変動要素を踏まえつつ、市場における需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境やコスト等を勘案し、当社が決定していく考えです。

区分	他事業者意見	当社意見
コロケーション費用に関するご意見	<p>平成 30 年度に適用されるコロケーション費用については、接続料の算定に関する研究会の第 1 回で NTT 東西殿が提示した資料にあるとおり、全体的なコロケーションラック数が減少局面に入ったことや調整額等の影響により、大幅に上昇しました。</p> <p>現状、レガシー系サービスに係る機能については、毎年 10 月末に翌年度に適用する料金の速報値が提示されていますが、コロケーション費用についても予見性確保の観点から開示対象に加えることをご検討いただきたいです。</p> <p>また、今回の値上げ理由は調整額によるものですが、激変緩和をすることで影響を平準化できるならば、コロケーション費用への激変緩和導入もあわせてご検討いただきたいと考えております。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例年、接続事業者の予見性確保の観点から、コロケーション費用の速報値として、東京・神奈川エリアにおけるビル毎の設備保管料（スペース料・電気料）及び設備使用料（電力設備・空調設備等）を 1 月末頃に、その他のエリアは 3 月上旬頃に開示しています。 ・ ビル毎の全てのコロケーション費用の速報値を 10 月末に開示することは、算定作業が膨大であり、また多大な時間を要することから困難ですが、更なる予見性向上の取組みについて今後検討を行っていく考えです。 ・ なお、「コロケーション費用への激変緩和導入」については、事業者説明会にてご説明させていただいたとおり、会計方針の変更に伴う残存価額の見直しに係る影響を極力平準化するための激変緩和措置を実施させていただく考えです。

区分	他事業者意見	当社意見
I P o E事業者 の 事業者数の制限に 関するご意見	<p>16 社の上限を超える場合の必要な措置等の影響の検討に当たっては、技術的な検討およびそれに伴う費用について総額および負担の方式について関係者に提示した上で、既存事業者を含む当事者間での十分な合意を得た上で慎重に進めるべきだと考えます。</p> <p>【IPoE 協議会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当社収容ルータの仕様上の制約により、I P o E接続事業者数を17者以上に拡大するためには収容ルータの更改が必要であり、N G Nを再構築する程の大規模な改修が生じることから、現時点ではその実現は技術的・経済的に困難であると認識していますが、今後も引き続き I P o E接続事業者数の上限の緩和の検討に努め、緩和が可能となった場合には、それを実現するための費用の負担の在り方等を、既存事業者を含む関係事業者と協議していく考えです。

再意見書

平成30年5月1日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部
料金サービス課 殿

郵便番号 540-8511
おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう ばん ごう
住 所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
にしつぽんでんしんでんわかぶしきがいしや
氏 名 西日本電信電話株式会社
むらお かずとし
代表取締役社長 村尾 和俊

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成30年3月24日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

区分	他事業者意見	当社意見																
光信号中継伝送機能(中継ダークファイバ)に関するご意見	<p>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 東西」といいます。）の実績原価方式を適用する光信号中継伝送機能（以下「中継 DF」といいます。）に対しましては、その料金は比較的安定的に推移していたものの、平成 29 年度（以下「前年度」といいます。）から適用された接続料よりその上昇が顕著であり NTT 東西それぞれで約 19.8%、約 8.2% 上昇いたしております。</p> <table border="1" data-bbox="422 492 1208 595"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位 (月額)</th> <th colspan="2">平成29年度接続料(カッコ内は調整前)</th> <th colspan="2">平成28年度接続料</th> </tr> <tr> <th>NTT東日本</th> <th>NTT西日本</th> <th>NTT東日本</th> <th>NTT西日本</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光信号中継伝送機能 [中継ダークファイバ]</td> <td>1回線・1メートルごと</td> <td>1,060円 (0.946円)</td> <td>1,038円 (0.979円)</td> <td>0.885円</td> <td>0.959円</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、今回 NTT 東西より平成 30 年度（以下「今年度」といいます。）適用予定の中継 DF 接続料として申請された料金は、それぞれで約 19.1%、約 33.0%（前年度と今年度の 2 年間でそれぞれ約 42.6%、約 44.0%）も上昇しており、接続事業者の事業計画やお客様へのサービス等に多大な影響を与えます。</p> <p>中継 DF は NTT 東西の収容ビル間を結ぶ唯一の回線であり、接続事業者は複数の収容ビル内に伝送装置等をコロケーションしています。その収容ビル間を当該中継 DF で伝送網を構築することにより都市部や地方（ルーラルな地域等を含む）で生活される個人や法人等の営みで発生する各種のデータ伝送や情報通信サービスを確立し、様々な利用者様の通信を円滑かつ安全に確立している最も重要で必要不可欠な伝送機能です。</p> <p>更に、今後日本国内におきましては「無電柱化推進計画」が確実に実行されるため、中小通信事業者や新規参入事業者による中継 DF 利用ニーズは益々高まる可能性があります。</p> <p>したがいまして、以下に中継 DF 接続料に対しての弊社要望を以下に記します。</p> <p>1. 上昇要因分析とその透明性担保</p>	区分	単位 (月額)	平成29年度接続料(カッコ内は調整前)		平成28年度接続料		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	光信号中継伝送機能 [中継ダークファイバ]	1回線・1メートルごと	1,060円 (0.946円)	1,038円 (0.979円)	0.885円	0.959円	<p>＜透明性の確保について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ご指摘の接続料の上昇については、乖離額調整前の原価が対前年で 6.4% 上昇した一方、需要が 9.4% の減少となったことに伴うものです。 費用の主な上昇要因は、支障移転や老朽化したケーブルの撤去による固定資産除却費の増加、及び、熊本地震に伴う特別損失の増加によるものです。また、需要の主な減少要因は、従前、事業者に開示したスケジュール等に記載のとおり、専用線ノード装置等の更改とあわせて設備のスリム化と使用芯線の集約を行ったことによるものです。 このような設備維持を行うために必要なコストが、将来、どの年度でどの程度発生するかを見通すことは困難ですが、当社としては、今後も引き続きコスト削減に努めるとともに、算定根拠を開示し、事業者説明会等において丁寧な説明を実施していく考えです。 <p>＜予見性の確保について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来の接続料水準については、当社の設備更改やコスト削減の取組みだけではなく、接続事業者及び当社利用部門の需要動向や自己資本利益率の状況等によっても大きく変動するものであるため、それを予測することは容易ではありません。そのため、仮に将来の接続料水準を大胆に推計して開示したとしても、かえって接続事業者の混乱を招くおそれがあることから、当社として、そのような対応を実施する考えはありません。 なお、当社としては、これまでも接続事業者の予見性を向上させる観点から、接続料の再計算報告とあわせて、ドライカッパ、接続専用線、メガデータネット等の原価、需要、単価等を事前開示してきており、今回ご要望いただいた中継ダークファイバの来年度の接続料金速報値についても、接続事業者へ与える影
区分	単位 (月額)			平成29年度接続料(カッコ内は調整前)		平成28年度接続料												
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本													
光信号中継伝送機能 [中継ダークファイバ]	1回線・1メートルごと	1,060円 (0.946円)	1,038円 (0.979円)	0.885円	0.959円													

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>NTT 東西は前年度と今年度の接続事業者向け説明会において、中継 DF 上昇要因を以下のとおり説明されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 管路・とう道の補修工事費用増加 ② 支障移転にともなう工事費用増加 ③ 古くなったケーブルの除却損発生 ④ 需要の減少（設備収容率をアップ） <p>上記の①～③につきましては、前年度の当該接続料の上昇に対し接続事業者からの質問が提出され、NTT 東西の回答は、「特殊な施策により接続料原価が上昇したもの。」として、弊社は昨年度に単年度で発生する一時的な原価上昇要因と理解いたしておりました。しかしながら、今年度の中継 DF 接続料が上昇した原因の質問に対しましても、同様的回答をされています。</p> <p>そもそも、管路・とう道の補修工事や道路拡幅や電柱地中化等の土木工事を伴うものは、突発的な事故や災害時の対応を除くと、原則として数年に亘って計画的に実施されるものであります。更に、上記④の PSTN や専用線等の伝送装置の更改・集約工事による収容効率アップ等も数年間計画的に実施されるものであり、これらの工事実施は数年前から分かっているものと推察されます。</p> <p>よって、これらの工事等が接続料の上昇要因となるのであれば、接続事業者への NTT 東西による説明会での回答では分かり辛く、接続事業者への透明性を確保するためには、それぞれ①～④の要因に分けた詳細な情報開示と説明が必須と考えます。</p> <p>また、「③古くなったケーブルの除却損」の発生につきましては、収容効率を高め、将来の維持管理費を低減することはある程度必要なことと考えますが、一方で、除却損が発生するのでれば、その実施については費用対効果を検証し、更に、撤去等の必要性がある場合におきましても経済的耐用年数を経過していない設備であるため、該当設備に対しては公募等の方法で残存簿価による他者への譲渡等により、除却損の発生と設備等の撤去工事費を防止</p>	<p>響が大きいと想定される場合には接続料の再計算報告とあわせて開示することを検討していく考えです。</p> <p>＜激変緩和措置について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 激変緩和措置については、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」（平成25年7月30日 総務省総合通信基盤局）において、当該措置の適用を必要最小限とすることが適当とした上で、接続料の変動が特に大きく、対象機能の重要性等に照らし、当該機能について抑制措置を適用する必要性が認められることや、抑制措置の適用により接続料水準の変動が緩和されると見込まれること等が、激変緩和措置の適用の基準として示されています。 ・ 中継ダークファイバについては、接続事業者の利用分も含めた今後の需要動向が見通せず、必ずしも抑制措置の適用により接続料水準の変動が緩和されると言い切れないため、激変緩和措置を講じないことが適切であると判断したものです。

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>することが必要と考えます。</p> <p>2. 中継DF接続料シミュレーション等による予見性確保</p> <p>上記「1. 上昇要因分析とその透明性担保」で述べましたとおり、NTT東西より接続事業者説明会において回答された原価上昇の①～④の項目につきましては、計画的に実施されるものであることから、次年度以降の中継DF接続料につきましてはシミュレーションを実施し、その内容が接続事業者の予見性を確保することに大いに役立つため開示されることを要望いたします。</p> <p>なお、接続事業者への開示タイミングにつきましては、現状、例年NTT東西より接続事業者へ開示される10月頃の開示項目に含めることで、特別な算定等は不要になるものと考えます。</p> <p>3. 中継DFの原価上昇が「一時的」か「継続的」なものか今年度認可前に判断が必要</p> <p>なお、今年度の中継DF接続料につきましては、先ずは透明性担保を実現したうえで、当該接続料の上昇が一時的なものか、継続的なものなのかを判断する手順を今年度接続料の認可前に踏んでいただくことを強く要望いたします。</p> <p>4. 仮に、原価上昇が一時的なものである場合は、「激変緩和」等の措置による接続料の平準化が必要です。</p> <p>中継DFの原価上昇がシミュレーション等の検証により一時的要因で上昇していることが確認された場合には、接続料の急激な変動を抑制するために調整額等による平準化を要望いたします。</p> <p>【ビー・ビー・バックボーン株式会社】</p> <p>今回申請された光信号中継伝送機能の平成30年度接続料は、前年比NTT東日本殿+19.1%、NTT西日本殿+33.0%の上昇率で大幅に上昇しております。光信号中継伝送機能は都市部のみならずルーラル地域も含め、多くの利用者へのネットワーク維持・提</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>供に不可欠なものです。</p> <p>平成29年2月17日に開催されました平成29年度接続料に係る接続約款変更の認可申請等に関する説明会で、NTT西日本殿へ今後の土木設備の除却について確認したところ、特殊な施策は実施しないと説明がありましたが、平成30年度の申請された接続料には土木設備の除却が含まれている様であり、接続料の予見可能性が低下しています。接続事業者の予見可能性を確保することは可能な限り追求されることが必要であることから、光信号中継伝送機能の接続料も第一種指定電気通信設備接続料規則第二十一条の再計算後、ドライカッパ接続料及びメタル専用線接続料等と同様に遅滞なく接続事業者へ開示が必要と考えます。</p> <p>光信号中継伝送機能のコスト増の要因として挙げられているのは管路・とう道等の土木設備の保守費の増加に加え、NTT西日本殿は古くなったケーブルの補修や支障移転による除却とされていますが、これまで年々下がってきたNTT西日本殿の指定設備管理運営費を上昇させています。また、需要減の要因としてはPSTNや専用線等の伝送装置の更新・集約による利用芯線の減少とされていますが、計画的に行われるべき施策であると考えられます。</p> <p>このような接続料の急激な上昇は、接続事業者へ大きく影響を与えます。今回のコスト増が一時的なものであるならば、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置」を講ずることで接続料の平準化を図る事が望ましいと考えます。</p> <p>【株式会社TOKAIコミュニケーションズ】</p> <p>光信号中継伝送機能（以下「中継DF」といいます。）の接続料金については、NTT東日本殿において前年度比19.1%増、NTT西日本殿においては33.0%増と急激に上昇しています。</p> <p>今回の急激な上昇は主に、施設保全費、除却費及び調整額増加による原価の増加（対前年度比：NTT東+10%、NTT西+21%）と、</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>急激な需要減少（対前年度比：NTT 東▲8%、NTT 西▲9%）によるものであり、今回のような前年度比 30%以上という急激な上昇による事業運営上の影響は、決して小さくありません。</p> <p>したがって、今回の急激な上昇を抑制するため、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」（平成 25 年 7 月 16 日）に定めるとおり、一時的な増分を加味しない平成 30 年度の費用と需要の予測値を用いて接続料を算定するなど激変緩和措置を適用することが適切であると考えます。</p> <p>また、今回 NTT 東西殿の認可申請が遅れた関係により、平成 30 年度の中継 DF 接続料金の公表が 3 月中旬という年度末の時期までずれ込みました。そのため、来年度以降の事業運営を計画していく上で大きな支障が出ました。近年、認可申請が遅れ、年度を跨いで認可されるケースが増えてきており、特に精算金額が大きい接続料金における予見性の確保はより重要な課題になっております。したがって、中継 DF の接続料金における予見性確保のため、毎年 10 月末に事業者へ開示されている来年度の接続料金速報値の対象に、中継 DF 接続料金を加えることを検討すべきです。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
光ファイバの耐用年数に関するご意見	<p>加入光ファイバに係る接続料に用いる光ファイバの耐用年数につきましては、「平成 28 年度以降の加入ファイバに係る接続料の改定」及び「平成 29 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定」の過去 2 回の接続料認可申請に合わせて、NTT 東西殿の HP 上で「光ファイバケーブルの耐用年数についての検討結果」を開示して、光ファイバケーブルの耐用年数の適正性に関する検証結果を示しておりました。</p> <p>しかしながら、その検証結果については、検証方法の妥当性に関する説明が十分ではないため、接続料研究会報告書で検証方法について検討が必要との考えが示されました。また、接続料の算定に関する研究会（第 11 回）（平成 30 年 1 月 23 日）の「光ファイバケーブルの取扱い（耐用年数等）に関する当面の方向性案」という資料においても、必要なデータを提示の上、早期に耐用年数に関する検証作業を行うことが必要という考えが提示されました。</p> <p>すなわち、今回認可申請されている平成 30 年度の加入光ファイバに係る接続料に用いる光ファイバの耐用年数についても、認可にあたっては適正性を検証することが求められます。</p> <p>そのため、光ファイバの耐用年数の検証方法については、接続料算定に関する研究会で議論を進めるとともに、今回認可申請されている接続料については、過去 2 回開示してきたものと同等の情報を平成 28 年度実績に更新したものを、事業者に向けて開示することが、最低限必要であると考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続料の算定に関する研究会（以下、接続料研究会）（第 12 回）において提示したとおり、平成 28 年度末の光ファイバケーブルの固定資産データを用いた耐用年数の推計結果は、架空光ファイバケーブルでは上限が 22 年、下限が 14 年、地下光ファイバケーブルでは上限が 34 年、下限が 20 年であり、現行の耐用年数は当該推計結果の範囲内に収まっていることを確認しました。 ・ しかしながら、推計値が毎年伸びていることは認識しており、平成 29 年度末の固定資産データを用いた推計に加えて、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」の観点も含め、今年度集中的に光ファイバケーブルの耐用年数の検証を進める考えです。 ・ その結果、耐用年数の見直しが必要と判断すれば、早ければ平成 31 年度からの見直しも含めて検討していく考えです。

区分	他事業者意見	当社意見
N G Nに係る機能別接続料金の算定に関するご意見	<p>第一次報告書を踏まえた事業法施行規則の改正（平成30年2月26日公布）を受けた対応であり、今般の認可申請において、機能別接続料が設定されたことにより、設備ごとの網機能の単位コストが明確となり、異なる事業者がNGNの同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性を確保することが可能になると考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今般の省令改正を踏まえた対応により、実際に適用されない接続料の算定に多大な稼動が追加的に生じるとともに、接続約款や算定根拠が複雑化しています。現に、総務省にて作成・提示された「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の接続約款の変更の認可申請の概要（平成30年度の接続料の新設及び改定等）」においても、従前の接続機能にて適用料金の記載がなされるなど、かえって分かりにくい接続料となっているものと考えます。 今回設定した「機能別接続料」を含め、設定しても長く利用実態のない接続料（アンバンドル機能）については、追加的に生じるコスト等を勘案して、今後、その必要性を検証していただきたいと考えます。

区分	他事業者意見	当社意見
N G Nのコストドライバの見直しに関するご意見	<p>NTT 東西殿の NGN 接続料算定においては、これまで、帯域換算係数が存在することにより、結果として相対的にトラヒックの小さい機能にコストが寄せられ新規参入事業者に不利な状況となっていました。この度行われた接続料申請においては、平成 29 年 4 月 14 日付情報通信行政・郵政行政審議会答申に基づき、帯域換算係数を廃止して算定されており、新規機能等を使ったサービスを開拓する事業者に不利な状況が解消されていることから、平成 30 年度接続料に賛同します。</p> <p>また、本接続料申請においては、費用の発生態様に合わせ共用設備のコストドライバにトラヒックが用いられており、その点からも本接続料は適切であると考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p> <p>平成 29 年 12 月に開催された接続料の算定に関する研究会（第 10 回）において、NTT 東西殿より、平成 31 年度以降の接続料については、「より適切なコストドライバ等を決定」との見解が示されました。当該見直しは、NTT 東西殿のみの判断によって行うことができるものではないため、仮に見直しの検討を行うのであれば、接続料の算定に関する研究会フォローアップの中で、NTT 東西殿から具体的なデータも併せた見直し案を提示いただき、公開の場で議論することが必須であると考えます。また、見直しの検討に当たっては、NTT 東西殿のみが利用している機能に有利な恣意的配賦が行われないよう注視する必要があります。</p> <p>そもそも、接続料算定方法の頻繁な変更による接続料上昇は、接続事業者の予見性の確保や事業計画にも影響を与えるものであるため、平成 30 年度 NGN 接続料において接続料算定方法の大幅な見直しを行った後すぐのタイミングで、算定方法の大幅な見直しを行うことの可否は慎重に判断すべきと考えます。特に、優先転送機能のような、これから利用事業者を増やし新規参入を促進していくべき機能の接続料が、NTT 東西殿の見直しによって急激</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度の接続料の算定については、一旦、中継ルータの上部ポートの帯域換算係数を加味しないトラヒック量を用いて算定することとしましたが、平成 31 年度以降の接続料については、接続料研究会（第 10 回）において、当社より意見提起したとおり、マルチキャストトラヒックの精緻化による影響や NGN の共用設備に係る設備コストの発生態様の実態を把握するとともに、ベストエフォートと優先クラスのパケット単価が同額となってしまうという課題の対処策について検討することで、より適切なコストドライバ等を決定し、接続料へ反映していく考えです。 今回の算定方法の見直しにより、例えば一般中継系ルータ交換伝送機能（優先クラス）の接続料単価は大幅に減少（対前年比 99% の減少）しました。今後、コストドライバ等の見直しによって、接続料が大きく変動する可能性もありますが、接続料の算定方法が適正なものであれば、そのような変動が生じること自体は否定されるものではないと考えます。 なお、コストドライバ等を見直す場合には接続事業者の予見性を確保できるよう、対応していく考えです。

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>に上昇するようなことがあれば、新規参入の阻害につながるため、 そのようなことがないようにすべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
資本構成比率の算定に関するご意見	<p>NTT 東・西接続料の報酬額算定における資本構成比の算出については、“レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比”を用いる手法が用いられており、今まででは、レートベースの構成資産が他人資本又は自己資本のいずれによって調達されたのかを正確に把握することは期待しがたいため、レートベースに含まれない流動資産等に相当する分を一律に「有利子負債以外の負債」(他人資本)から全て圧縮する算定方法が採られていました。</p> <p>しかしながら、上記算定方法では、レートベースの構成資産ではなく、かつ、税効果会計の適用で自己資本比率を上昇させることになる「繰延税金資産」に相当する分も、一律に「有利子負債以外の負債」(他人資本)から全て圧縮されてしまうため、算出される資本構成比が、「繰延税金資産」に相当する分だけ過度に自己資本比率を押し上げ、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態にそぐわなくなることから、接続料の算定に関する研究会第一次報告書（以下、「第一次報告書」という。）を受け、平成30年度の接続料再計算にあわせて算定方法の見直し（「繰延税金資産」については、自己資本から圧縮）が総務省からNTT 東・西に要請（※）されたところです。</p> <p>ところが、今回NTT 東・西から認可申請された平成30年度接続料の算定方法を見ると、平成30年度接続料を構成する費用のうち、前々算定期間における費用（報酬額）算定時の資本構成比については、「繰延税金資産」を自己資本から圧縮した資本構成比が用いられているものの、調整額算定時の資本構成比については、従来通り、「繰延税金資産」を「有利子負債以外の負債」(他人資本)から圧縮した資本構成比を用いて算出されています。</p> <p>調整額については、前々算定期間における費用と前々算定期間における接続料収入の乖離を当年度接続料で調整するものですが、当該調整を行う主旨は、前々年度実績が確定した後、前々年度で回収すべき接続料原価と実際に回収した接続料収入との乖離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報酬等の算定に用いる資本構成比については、接続料研究会での議論とそれを踏まえた要請（第一種指定電気通信設備との接続に関する講ずべき措置について（総基料第162号、平成29年9月8日））を受けて、平成30年度適用接続料から見直しを実施しています。 ・ 一方、平成30年度適用接続料の原価に加減算する調整額については、既に認可済の平成28年度適用接続料に係る乖離額であることから、その調整額の算定にあたっては平成28年度適用接続料の前提条件にあわせて算定することが適切であると考えます。 ・ なお、これまでにも上記と同じ考え方により、以下のように調整額の算定を行っており、連続性は確保されています。 <ul style="list-style-type: none"> - 平成27年度の公衆電話接続料の算定において、事前設置する特設公衆電話のコストをアナログとディジタルのトラヒック比でコスト分計するよう算定方法を見直したが、調整額は従前の方法で算定。 - 平成28年度の加入光ファイバ接続料の算定において、主端末回線と分岐端末回線との間の「コスト把握の精緻化」を実施したが、調整額は従前の方法で算定。

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>を調整し、回収すべき接続料原価を NTT 東・西が正しく取得することにあります。</p> <p>この際、回収すべき接続料原価に係る報酬額は、算定の前提条件である“レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比”によって算出されるべきであり、当該報酬額について、「繰延税金資産」に相当する分だけ過度に自己資本比率を押し上げた資本構成比を用いて算出してしまうと、レートベースの構成資産ではない「繰延税金資産」の影響によって、本来回収すべきレートベースに係る報酬額以上の過剰な報酬額を NTT 東・西が回収することになるため、適正報酬額の算定としては不適切だと考えます。</p> <p>したがって、調整額算定期の資本構成比についても、「繰延税金資産」を自己資本から圧縮した資本構成比を用いることが必要であり、今回認可申請された平成 30 年度接続料の調整額については、当該資本構成比を用いて再算定期が必要だと考えます。</p> <p>(※)「第一種指定電気通信設備との接続に關し講ずべき措置について」(総基料第 162 号) (平成 29 年 9 月 8 日付け)</p> <p>【KDDI 株式会社】</p> <p>「接続料算定期に関する研究会 第一次報告書」(2017 年 9 月) (以下「接続料研究会報告書」といいます。)において、「『繰延税金資産』については、税効果会計の適用により『繰延税金資産』を計上することによって、自己資本比率が上昇することになることから、『繰延税金資産』は自己資本から圧縮することが適當」(P. 50)との考え方方が示され、平成 30 年度の接続料の改定から資本構成比率の算定期方法見直しを行うよう、総務省殿より東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東西殿」といいます。)に要請がされました。</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>しかしながら、今回認可申請されました平成 30 年度接続料に係る調整額算定に用いる資本構成比率は、見直し前の「『繰延税金資産』は他人資本から圧縮する」資本構成比率が採用されております。</p> <p>「『繰延税金資産』は自己資本から圧縮する」という資本構成比率の算定方法見直しは、『繰延税金資産』という資産の性質を考慮した上で、自己資本から圧縮することが適當と結論付けられたものであり、資本構成比率の圧縮処理をより精緻にして、適正な利潤算定に貢献するものです。そうした状況は平成 28 年度時点でも同じであるため、調整額の算定においても資本構成比率を見直すことは、接続料の適正性をより向上させると考えます。</p> <p>したがって、今回認可申請される接続料に係る調整額の算定においても、「『繰延税金資産』は自己資本から圧縮する」資本構成比率を採用することが適當です。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p> <p>「(1) 実績原価方式に基づく平成 30 年度の接続料の改定等」でも述べたとおり、今回認可申請される接続料に係る乖離額の算定においても、「『繰延税金資産』は自己資本から圧縮する」資本構成比率に見直すことが適當です。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
自己資本利益率の算定に関するご意見	<p>第一種指定電気通信設備接続料規則において、自己資本利益率は「期待自己資本利益率＝リスクの低い金融商品の平均金利+$\beta \times$（他産業における主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）」という計算式で算出されるよう規定されております。この中で、「他産業における主要企業の平均自己資本利益率」は、「N E E D S（日本経済新聞社デジタル事業B to Bユニットの総合経済データバンク）の財務データ」より取得され、「リスクの低い金融商品の平均金利」（リスクフリーレート）は、「国債10年ものの利回り」が、NTT 東西殿の行う算定で採用されてきました。</p> <p>今回の平成30年度の接続料算定においては、マイナスとなつたリスクフリーレート（国債10年ものの平均利回り）を算定上は「0.00%」と見込む一方で、主要企業の自己資本利益率は実績値がそのまま採用されております。</p> <p>平成25年度以降、接続料における報酬額算定に用いる主要企業の自己資本利益率は、非常に高い状況が続いております。これはアベノミクスの柱の一つある大胆な金融緩和策による、金利の低下が一要因と考えられ、金融緩和策と主要企業の自己資本利益率上昇との間には一定の関連があると想定されます。</p> <p>したがって、主要企業の自己資本利益率の実績値を採用するならば、算定に用いるリスクフリーレートも、「0.00%」と見込んで算定することはせず、実績値をそのまま採用することが適当であると考えられます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自己資本利益率の算定に用いる国債10年ものの平均利回りについては、日本銀行の金融政策の影響もあり、平成28年度における年間の平均値がマイナスの値となりました。 ・地方債や預金等の様々な選択肢がある中で、期待利回りがマイナスのものに資本投下していることは、本来採りえない投資家行動を想定することになること等から、リスクフリーレートの値をマイナスで見込むこととすると、適正な資本コストを算定することができません。したがって、平成30年度適用接続料の算定においては、0.00%として見込んでいるものであり、ソフトバンク株式会社殿のご意見にある「実績値をそのまま採用すること」は適切でないと考えます。 ・なお、「接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成30年度の接続料等の改定）」に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成30年3月23日）においても、「リスクフリーレートがマイナスである場合、①指定電気通信設備への投資に対する機会費用をマイナスの金額で見込むことになること、②期待利回りがマイナスのものへの投資という想定しにくい投資家行動を想定することになることから、リスクフリーレートを0.00%に設定することは許容されるものと考える。」との考え方方が示されています。

区分	他事業者意見	当社意見
利用者料金の関係の検証(スタックトスト)に関するご意見	<p>「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」が策定されたことにより、利用者料金収入と振替接続料総額の具体的な算出方法が公表（※）されることになり、今回の「接続料と利用者料金の関係の検証結果」において、対象となる具体的な振替接続料の接続機能や算出方法等が開示されたことは、接続料と利用者料金の関係の検証において、より一層の適正性・透明性の確保につながったものと考えます。</p> <p>今回、公表された算出方法等を確認したところ、その算出方法等に不明点があったため、当該算出方法について適切な算出方法なのかどうか、総務省において検証頂くことを希望します。</p> <p>このように、具体的な算出方法等が公表されたことで、外部からの検証も可能となったことから、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」が策定され、それに沿った検証がなされるることは非常に意義のあることだと考えます。</p> <p>①「加入電話・ISDN通話料」の振替接続料の対象には、「加入者交換機回線対応部共用機能」「中継交換機回線対応部共用機能」が入っているにも関わらず、「ひかり電話」の振替接続料の対象には当該接続機能が入っていない点（ひかり電話発信であっても、加入電話着信時には、当該接続機能が利用されるはず）</p> <p>②「加入電話・ISDN通話料」「ひかり電話」の利用者料金收入は、当社が料金設定をしているものに限るとなっていますが、振替接続料がNTT 東・西着信時（加入電話、ひかり電話着）を対象としているのに対して、利用者料金收入はNTT 東・西着信時以外も含まれている可能性があり、比較対象が正しくないのではないかという点（利用者料金收入にNTT 東・西着信時以外の収入も含まれているのであれば、正しい比較検証とならない）</p> <p>（例）NTT 東の「ひかり電話」の利用者料金收入は1,248 億円、振替接続料は123 億円となっているが、利用者料金が3 分8 円であることを考えると、仮に比較対象が正しい（利用者料金收</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「ひかり電話」の接続料相当の対象には、「加入者交換機回線対応部共用機能」「中継交換機回線対応部共用機能」も含まれていますが、接続料相当の算定方法の記載において、その旨が不明確であったことから、今後の公表資料においては修正することいたします。 また、ご指摘のとおり、今回報告した「接続料と利用者料金の関係の検証」における利用者料金収入には当社電話サービス着信通話に係る収入以外にも他事業者OABJ着信通話等に係る収入が含まれていますが、現時点、他事業者OABJ着信通話等に係る収入を精緻に把握して、利用者料金収入から除外することは困難です。

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>入も振替接続料も NTT 東・西着のみ) とすれば、3 分あたりの接続料単価が 0.8 円程度となり、加入電話着 (H30 年度 IC 接続 : 3 分 8.09 円) もあると考えると、本当に比較対象が正しいのか疑問が生じる。</p> <p>(※) 「4. 結果の公表等」において、「事業者は、検証の実施結果をその具体的な算出方法と併せて総務省に報告する。また、事業者は、認可申請に際し、非公表とする正当な理由がある部分を除き、当該結果及び算出方法を公表する。」とされている（「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」案に対する意見及びそれに対する考え方の考え方 4）。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
網終端装置の増設基準に関するご意見	<p>(1) 約款に記載する増設基準の具体性について</p> <p>NTT 東西の約款申請案において、NTE の増設基準は単に「当社が円滑なインターネット接続を実現する見地から別に定める IP 通信網終端装置の増設に係る基準」とだけ規定されており、そもそもトラヒックベースかセッションベースか、また、それらの具体的な数値はどの程度かといったことが約款上明確でなく、また、予見することもできません。</p> <p>今回の約款申請は、省令の改正と総務省の行政指導（要請）を受けたものであり、2018 年 2 月 26 日の総務省の NTT 東西に対する要請文書（以下、「本件行政指導」といいます。）では、「接続約款において、増設基準の基本的事項を、円滑なインターネット接続を可能とする見地から定めること。」とされています。</p> <p>つまり、総務省は(1)「円滑なインターネット接続を可能とする見地から」、(2) 増設基準の基本的事項を (3) 接続約款において定めるように指導しているのであって、これに誠実に対応するためには、電気通信事業法第 33 条第 2 項の認可を要する接続約款において、基本的には誰が解釈しても大差のない増設基準が導ける程度の基本的事項を定める必要があり、その内容は最低限「円滑なインターネット接続を可能とする」程度のものであることが必要となります。</p> <p>今回の約款案では、本件行政指導に対応しているとは言えず不十分なものです。これが一度認可されてしまうと、増設基準の妥当性について、今後は約款認可のプロセスを経ることもなく、またパブリックコメントなどで接続事業者や国民の意見を聞く機会が毀損される可能性が非常に大きくなります。</p> <p>よって、「増設基準の基本的事項」を接続約款に定めることを求める本件行政指導の趣旨に対応するため、接続約款において、最低限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トラヒックベースでの増設基準によること 	<p>(1) 約款に記載する増設基準の具体性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今般の省令改正を踏まえ、網終端装置の増設基準に係る規定として、接続約款第 25 条（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）を変更し、具体的な増設基準の内容等については、別に定めることとしました。 ・ 別に定める具体的な増設基準の内容等については、当社の NGN と接続する際に必要な情報を踏まえ、守秘義務契約を締結した事業者向けのホームページに開示することとしており、公平性・透明性・予見性は十分に確保されていると考えます。

区分	他事業者意見	当社意見
	<ul style="list-style-type: none"> ・トラヒックの具体的基準 ・トラヒックの伸びを見込む場合、その計算のしかた <p>などを定め、誰が解釈しても大差のない増設基準が導ける程度に具体的な規定を設けることが大前提であると考えます。</p> <p>このように NTT 東西殿が追うべき責務に関する条項(増設基準等)が明確化されない中で、基準に満たない場合は承諾しない、という接続事業者には一方的に不利益になる条項が新たに追加されるのは非常に危険だと考えます。その基準が、ISP 事業者とある程度合意が取れるような内容であればまだしも、これまでの経緯からすれば、全く現実とは乖離したものが出てくる可能性もあります。</p> <p>よって「別に定める」、とされるものに関して、総務省が求めている事業者や業界団体などとの協議が反映される仕組みを、約款に盛り込むことが求められると思います。</p> <p>また、約款外で処理されるようになると、今後の協議が困難な状況に陥るリスクもあります。よって状況次第では、基準を約款に載せるなどの措置も必要だと思われます。</p> <p>(2) 「増設基準」の位置づけについて</p> <p>前項でも述べたように、今回の約款案において、増設基準を満たさないときは接続（または増設）の申込みを拒否できる旨の規定が追加されています。</p> <p>この点について 2018 年 3 月 28 日の事業者説明会で事業者から質問があり、これに対して NTT 東西殿は、「今まで増設基準や接続（増設）の拒否に接続約款上の根拠はなく、あくまでも NTT 東西が提示する基準に対してご協力をいただき、それ以上の建設申込みを出さないようにしていただいていた」との回答でした。</p> <p>この回答に際し、我々としては、この数年ユーザからの輻輳問</p>	<p>(2) 「増設基準」の位置づけについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISP 事業者からの申込みに基づき、基準なく網終端装置の増設を実施した場合、網終端装置コストの大宗を負担する収容局接続機能を利用する事業者に予見なく過大な網使用料の負担を強いるおそれがあるため、これまで増設基準を定め、守秘義務契約を締結した事業者向けのホームページで、具体的な増設基準の内容等を開示してきました。その上で、ISP 事業者に対して事前協議等で必要な説明を行い、増設基準に則した申込みをいただいてきたところです。 ・今般の省令改正や総務省からの要請（第一種指定電気通信設備との接続に講ずべき措置について（インターネット接続関連事項）（総基料第 33 号、平成 30 年 2 月 26 日））を踏ま

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>題に関する苦情に日本全国の多くの ISP が苦労しながら対応してきた大変な状況が、NTT 東西殿においてはこの程度に認識であったことに驚愕の念を禁じえません。</p> <p>このように、実態は、増設基準が協力のお願いにすぎないことを接続事業者にはその旨告げることなく、あたかもそれがルールであるかのような資料で説明されてきました。また、建設申込みの前に事前照会手続きを設けて建設申込みを簡単には出せないような手続きを経るようにするなど、接続義務緩急とも思えるものでした。</p> <p>各事業者はエンドユーザへのサービス提供のために増設を申し込んできたにもかかわらず、NTT 東西がこれを拒否する根拠にしてきた「増設基準」に実は制度上の根拠がなかったということです。</p> <p>今までの増設拒否の事例が法令に照らして問題なかったかについて、総務省殿には早急に NTT 東西への聞き取り等調査を実施して頂き、問題がある場合には適切な措置をされるようお願いします。</p> <p>また、今回の約款案を制度上の位置づけから見ると、従来は特に基準がなかった（あくまでも接続事業者が申し込めば約款上は増設してもらうことができた）ことに対して、増設の拒否事由のみを設けるものであり、これによって増設条件がより厳格化されることになります。</p> <p>そもそも接続事業者は、NTE を増設すれば自社側にも大きなコストが必要なのであり、無駄な増設を要望してきたことは全くありません。</p> <p>よって、まず ISP 事業者と NTT 東西殿の間で早急に、誰が解釈しても大差のない増設基準をオープンに定めて運用することが先</p>	<p>え、網終端措置の増設基準及び増設基準を満たさなかつた場合の扱いを接続約款において明確化したところです。今後もこれまで同様、ISP 事業者と引き続き十分な事前協議等を行っていく考えです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>決であり、それでなお接続約款の不備で不要不急、無駄な NTE の増設申込みが生じるようであれば、そのときに増設拒否理由を接続約款に盛り込むことで十分ではないかと考えます。</p> <p>(3) 具体的な増設基準に対する提案</p> <p>NTE の増設基準については、別途、当協会より NTT 東西殿に要望書を提出し、その内容については協会 Web サイトに掲載致しますが、ここにその概要を記し提案させて頂きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各 NTE のトラヒック状況を何らかの形で接続事業者に提供頂き、そのトラヒック動向に応じて、増設できるものとする。その際、現状では建設申し込みより設置までには約 6 ヶ月を要しているため、6 ヶ月後のトラヒックが NTE の閾値(例えば 80%)に及ぶことが予想される時点で申し込み可能となることとする。 ・この際、トラヒック動向は事業者によって大きく異なる事もあることから、事業者毎にその閾値等は考慮されるものとする。また、トラヒック動向等の数値次第では閾値を NTT 東西殿と協議の上、変更できるものとする。 ・既に輻輳している NTE については、別途検討する。 ・この増設は、ユーザの利用環境改善のために行うものであるので、これらの措置を行ってもユーザの利用環境が改善されない場合には、お互い協議を行い、改善策を検討し実施するものとする。 ・また、利用環境改善のために、増設基準だけでなく、現状のインターフェースの帯域を更に大きなものにするなど、他の対応策についても検討するものとする。 <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p> <p>これまでも接続事業者が網終端装置の増設を希望する場合は、建設申込を提出する際に、必要に応じて NTT 東・西と内容について</p>	<p>(3) 具体的な増設基準に対する提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ N G N の網終端装置については、これまでもトラヒックの増加に対応して、I S P 事業者のニーズに応じた様々なメニューを追加してきており、本年 4 月、「接続事業者の要望により増設するメニュー（D型）」を新たに提供開始しました。 ・ これに加えて、既存網終端装置の増設基準について見直す必要があると考えており、I S P 事業者等からのご意見を参考にしつつ、円滑なインターネット接続の実現を図る観点から、様々なメニューがある網終端装置の利用実態等を踏まえて、検討を進めているところです。 ・ 今回、既存網終端装置の増設基準の緩和を実施する考えであり、基準セッション数の引き下げ、または、それ以外の方法による対応を検討しているところです。効率的なネットワーク運営やサービス品質の確保に与える影響等を見極めた上で、具体的な実施内容を決定し、5 月末を目途に改めて報告する考えです。 ・ これまでも、円滑なインターネット接続の実現に向けて、N G N と接続している I S P 事業者はもとより、それ以外の関係事業者や関係団体とも協議を重ねてきたところであり、今後決定する実施内容についても、総務省への報告後、事業者向け説明会を開催し、関係事業者・団体等に理解を得られるよう説明していくとともに、引き続き協議を行っていく考えです。

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>て調整した上で、NTT 東・西が定めた運用ルールに基づき、増設可否が判断される運用となっていました。</p> <p>今般の変更において、接続事業者が増設申込みを行った際に、NTT 東・西が別に定める増設基準を満たさない場合は増設を承諾しないことが接続約款に記載されることになりますが、別に定める増設基準が現状の運用ルールからどう改善されるかについては未だ明らかになっておりません。</p> <p>増設基準は、「円滑なインターネット接続を実現する見地から NTT 東・西が別に定めること」となっておりますが、仮に、時代の流れ（一契約当たりのインターネットトラヒックの増加）に合わないような規定であった場合、円滑なインターネット接続が実現できないことから、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分に考慮しながら、適正な基準が定められる必要があります。</p> <p>また、当該規定が適正に規定・運用されているかについては総務省においても注視することが必要だと考えます。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
N G Nのネットワーク管理方針に関するご意見	<p>優先クラスの利用にあたっては、I P o E接続事業者経由の接続形態も取りえると理解していますが、その場合には該当 I P o E接続事業者と協定事業者の合意があることの確認書類の提示を求めるべきであると考えます。</p> <p>【IPoE 協議会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「優先クラス通信機能」との接続を要望する事業者には、優先クラスの通信が経由する I P o E接続を行っている協定事業者（以下、I P o E接続事業者）を指定いただくとともに、接続申込みまでに当該 I P o E接続事業者と本接続に係る合意を得ていただくこととしています。 ・ I P o E接続に限らず、多数事業者間の接続となる場合は、電気通信役務の円滑な提供のために、当該接続を要望する事業者が関係する全ての事業者に合意を得ることが、事業者間において慣行となっています。 ・ 仮に多数事業者間の接続において関係する全ての事業者との合意がなければ、電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるため、関係する全ての事業者との合意が必要であることを当該接続を要望する事業者に対し書面にて提示しており、I P o E接続においても同様の対応を行う考えです。

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>優先転送機能については、NTT 東西殿より、接続約款に利用帯域・設定パターン数・一度に申し込めるパターン数の上限に関する利用条件を設定する旨示されました。当該利用条件については、接続事業者の要望を踏まえ今後見直しを行うことも併せて示されていますが、事業者の要望に応じて見直すのはもちろんのこと、設定される条件については、今後の優先転送機能の利用が不当に制限されることがないよう予見性確保の観点からも注視が必要と考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今回、当社が接続約款に規定した利用帯域や申込みパターン数の上限については、今後、事業者からの具体的な要望を踏まえ、必要に応じて、利用条件の見直しの検討を行っていく考えです。

区分	他事業者意見	当社意見
県間伝送路の料金に関するご意見	<p>NGN の県間伝送路は、NGN の県内伝送路とは違い第一種指定電気通信設備の対象にはなっていませんが、NGN と接続する上では県内伝送路と同様に不可避的に利用する設備です。</p> <p>現在、県間伝送路の算定方式については明らかになっていませんが、同じように不可欠性を持つ伝送路設備である、NGN の県内伝送路と県間伝送路は本来同じ算定方式で算定されるべきであり、まず NGN の県間伝送路の算定方式を明らかにし、仮に県内伝送路と差分がある場合は、算定方式を合わせるべきと考えます。なお、算定方式を合わせるに当たっては、NGN は今後需要が増えていくサービスであるため、当然、県内伝送路に合わせ、毎年度将来原価方式で算定すべきと考えます。</p> <p>また、NGN を利用する上で県間伝送路との接続が必須であり代替性がないことから、マイグレーションに伴い今後多くの事業者が県間伝送路を利用するに当たっては、適正性・透明性・公平性の確保が不可欠であり、その接続料について検証の仕組みが必要と考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p> <p>IPoE 接続事業者が支払っている NGN 県間接続料については、平成 26 年度以降全く見直しが行われていません。NGN に係る需要が毎年度伸びているであろうことや機器価格が毎年度低下していくであろうことを考えると、この接続料停滞は、NGN 県間伝送路接続料の算定がコストベースで行われていないことの証左であると考えます。NGN に係る需要の伸びや経年による機器価格の低下を適切に接続料に織り込むためにも、IPoE 接続に係る県間接続料は、毎年度将来原価方式で算定すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県間伝送路は、多くの事業者が自ら敷設しており、それを持たない事業者もビジネスベースで自由に調達を行っていること、現に当社も県間伝送路を他事業者から調達していること等を踏まえると、不可欠性はないものと考えます。 ・ また、事業者から NGN での新たな P O I の設置要望をいただいた場合には、適切な費用を負担いただくことを前提として要望事業者と協議を行っています。現に、NGN の県間伝送路を利用するか、自前の県間伝送路を利用するかは、費用負担を含め、要望事業者自身の判断で選択可能であり、NGN の県間伝送路を不可避的に利用せざるを得ないと指摘にはあたらないと考えます。 ・ IP 純へ移行後の音声サービスの IP - IP 接続については、原則二者間の直接接続となり、お互いに対称・対等な関係でネットワークをつなぎ合うこととなるため、当社は他事業者の県間伝送路を、他事業者は当社の県間伝送路を利用することとなり、それぞれの県間伝送路を不可避的に利用せざるを得ない状況は、当社も他事業者も同じとなります。 ・ なお、当社の県間伝送路の接続料については、「非指定電気通信設備との接続に関する契約約款」(以下、非指定約款) に規定し、広く開示しています。非指定約款において、どの事業者も同等の条件で接続できることを定め、接続料の透明性と公平性を確保するとともに、引き続き、要望事業者からの確認・問合せ等に対して、可能な限り、具体的な説明を行うことで、当社の接続料が適正なものであることを理解していただくよう努めていく考えです。 ・ いずれにせよ、当社の県間伝送路は非指定設備であり、その接続料については、様々な変動要素を踏まえつつ、市場における需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境やコスト等を勘案し、当社が決定していく考えです。

区分	他事業者意見	当社意見
コロケーション費用に関するご意見	<p>平成 30 年度に適用されるコロケーション費用については、接続料の算定に関する研究会の第 1 回で NTT 東西殿が提示した資料にあるとおり、全体的なコロケーションラック数が減少局面に入ったことや調整額等の影響により、大幅に上昇しました。</p> <p>現状、レガシー系サービスに係る機能については、毎年 10 月末に翌年度に適用する料金の速報値が提示されていますが、コロケーション費用についても予見性確保の観点から開示対象に加えることをご検討いただきたいです。</p> <p>また、今回の値上げ理由は調整額によるものですが、激変緩和をすることで影響を平準化できるならば、コロケーション費用への激変緩和導入もあわせてご検討いただきたいと考えております。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例年、接続事業者の予見性確保の観点から、コロケーション費用の速報値として、大阪・愛知エリアにおけるビル毎の設備保管料（スペース料・電気料）及び設備使用料（電力設備・空調設備等）を 1 月末頃に、その他のエリアは 3 月上旬頃に開示しています。 ・ ビル毎の全てのコロケーション費用の速報値を 10 月末に開示することは、算定作業が膨大であり、また多大な時間を要することから困難ですが、更なる予見性向上の取組みについて今後検討を行っていく考えです。 ・ なお、「コロケーション費用への激変緩和導入」については、事業者説明会にてご説明させていただいたとおり、会計方針の変更に伴う残存価額の見直しに係る影響を極力平準化するための激変緩和措置を実施させていただく考えです。

区分	他事業者意見	当社意見
I P o E事業者 の 事業者数の制限に 関するご意見	<p>16 社の上限を超える場合の必要な措置等の影響の検討に当たっては、技術的な検討およびそれに伴う費用について総額および負担の方式について関係者に提示した上で、既存事業者を含む当事者間での十分な合意を得た上で慎重に進めるべきだと考えます。</p> <p>【IPoE 協議会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当社収容ルータの仕様上の制約により、I P o E接続事業者数を17者以上に拡大するためには収容ルータの更改が必要であり、N G Nを再構築する程の大規模な改修が生じることから、現時点ではその実現は技術的・経済的に困難であると認識していますが、今後も引き続き I P o E接続事業者数の上限の緩和の検討に努め、緩和が可能となった場合には、それを実現するための費用の負担の在り方等を、既存事業者を含む関係事業者と協議していく考えです。

再意見書

平成 30 年 5 月 1 日

総務省総合通信基盤局 料金サービス課 御中

郵便番号107-0052

(ふりがな) とうきょうとみなどくあかさか2-5-1 エスゲイトあかさかさんのう7かい

住所(所在地) 東京都港区赤坂2-5-1

SGATE赤坂山王7階 (JPNE内)

NGN IPoE きょうぎかい かいちょう いしだよしき

NGN IPoE 協議会 会長 石田慶樹

NGN IPoE きょうぎかいじむきよく

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 30 年3月 24 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>[新旧対照表 P.3]</p> <p>第6節の3 優先パケット機能の接続に関する手続き (優先パケット機能の接続に係る管理方針)</p> <p>第 34 条の 14 当社は、特定のパケットについて優先的に通信の交換等又は伝送を行う機能(以下、「優先パケット機能」といいます。)との接続にあたり、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとします。</p> <p>(1)通信の秘密を確保すること</p> <p>(2)優先パケット機能を利用する協定事業者及び当社並びに当該通信を取り扱う電気通信事業者及び当社が提供する電気通信サービスの利用者に対し、不当な差別的取扱いを行わないこと</p> <p>(3)優先パケット機能を利用した通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないこと</p> <p>2 当社は、端末系交換機能第 10 欄イ欄及びルーティング伝送機能第2欄ウ欄(以下、「優先クラス通信機能」といいます。)との接続にあたって、1回線あたりの優先クラスの利用帯域の上限を設けるものとします。この場合において、利用可能な上限値は、優先クラス通信機能を利用する回線がIP通信網サービス契約約款に定めるメニュー5-1のプラン3、メニュー5-2及びメニュー5-4(以下、「ファミリータイプ及びマンションタイプ」といいます。)の場合は 1 Mbit/s(音声のみに利用する場合は 4 Mbit/s)、メニュー5-1のプラン5(以下、「ビジネスタイプ」といいます。)の場合は 10Mbit/s(音声のみに利用する場合は 12Mbit/s)とします。</p> <p>3 当社は、優先クラス通信機能との接続にあたって、接続申込者が指定する優先クラス通信機能に係る通信宛先アドレスと1回線あたりの優先クラスの利用帯域の組み合わせ(以下「設定パターン」といいます。)を一般収容局ルータに設定するものとします。この場合において、設定可能な上限数は、優先クラス通信機能を利用する回線がファミリータイプ及びマンションタイプの場合、ビジネス</p>	<p>先の意見募集に当たって当協議会は、優先クラスの利用におけるIPoE接続事業者経由の接続形態の場合には該当IPoE接続事業者と協定事業者の合意があることの「確認書類の提示を求めるべき」と意見しましたが、必ずしも書類の提示を確認の唯一の手段として求めているのではなく、運用上最も効率的かつ実現可能な確認手段があれば、それを採用することもやぶさかではありません。NTT東西と協議して、より良い手段が決定できることを要望します。</p>

タイプの場合それぞれ 13 とします。

4 接続申込者は、前2項の場合において、上限を超えた接続を要望する場合は、第 11 条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行うものとし、当社は、上限の見直しが行われた場合には、この約款に見直し後の上限を規定します。

(優先クラス通信機能の接続申込み)

第 34 条の 15 優先クラス通信機能の利用を開始する接続申込者は、第 11 条(事前調査の申込み)に定める事前調査を行う際に、事前調査申込書と併せて別表3(様式)様式第8別紙5を当社が指定する事務取扱所に提出することを要します。

2 前項の場合において、当社は、以下の各号に定める上限の範囲で優先クラス通信機能を利用することができる旨の回答を行うものとします。

1回線あたりの優先クラスの利用帯域が、優先クラス通信機能を利用する回線がファミリータイプ及びマンションタイプの場合は 1Mbit/s(音声のみに利用する場合は 4 Mbit/s)以下、ビジネスタイプの場合は 10Mbit/s(音声のみに利用する場合は 12Mbit/s)以下であること

(2)一度に申込む設定パターン数が、優先クラス通信機能を利用する回線がファミリータイプ及びマンションタイプの場合並びにビジネスタイプの場合それぞれ2(その申込み以前に接続申込みを行い、未だ優先クラス通信機能との接続を開始していない設定パターンがある場合は、その数を含んで2とします。)以下であること

3 協定事業者(当社が優先クラス通信機能の利用に係る接続申込みを承諾した協定事業者をいいます。以下この条において同じとします。)は、回線ごとに優先クラス通信機能の利用を申込む場合は、当社に対し、優先クラス通信機能を付加するにあたり必要な契約者情報等(当社は、その申込みに必要となる情報について接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。)を通知することを要します。

4 前項の場合において、当社は、協定事業者が通知した内容と当社が保有する優先クラス通信機能を付加する

回線の契約者情報及び別表3様式第8別紙5の記載内容が一致したときは、その申込みを承諾するものとし、協定事業者が指定した利用開始希望時期に優先クラス通信機能の利用開始工事を行うものとします。

ただし、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の協定事業者より大量の申込みを既に受け付けている場合又はIP通信網を利用した電気通信サービスに輻輳等の影響を与えるおそれがある場合等の特別の事情のあるときは、協定事業者が指定した利用開始希望時期に優先クラス通信機能の利用開始工事ができない場合があります。

再意見書

平成30年5月1日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 420-0034

住 所 静岡県静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8

氏 名 株式会社TOKAIコミュニケーションズ

代表取締役社長 福田 安広

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成30年3月24日付で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(1) 平成 30 年度接続料 光信号中継伝送機能（中継ダークファイバ）について

提出された意見	再意見
<p>1. 上昇要因分析とその透明性担保</p> <p>NTT 東西は前年度と今年度の接続事業者向け説明会において、中継 DF 上昇要因を以下のとおり説明されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 管路・とう道の補修工事費用増加 ② 支障移転にともなう工事費用増加 ③ 古くなったケーブルの除却損発生 ④ 需要の減少（設備収容率をアップ） <p>上記の①～③につきましては、前年度の当該接続料の上昇に対し接続事業者からの質問が提出され、NTT 東西の回答は、「特殊な施策により接続料原価が上昇したもの。」として、弊社は昨年度に単年度で発生する一時的な原価上昇要因と理解いたしておりました。しかしながら、今年度の中継 DF 接続料が上昇した原因の質問に対しましても、同様の回答をされています。</p> <p>そもそも、管路・とう道の補修工事や道路拡幅や電柱地中化等の土木工事を伴うものは、突発的な事故や災害時の対応を除くと、原則として数年に亘って計画的に実施されるものであります。更に、上記④の PSTN や専用線等の伝送装置の更改・集約工事による収容効率アップ等も数年間計画的に実施されるものであり、これらの工事実施は数年前から分かっているものと推察されます。</p> <p>よって、これらの工事等が接続料の上昇要因となるのであれば、</p>	<p>ビー・ビー・バックボーン株式会社殿のご意見に賛同いたします。</p> <p>平成 29 年 2 月 17 日の接続料変更申請の説明会では、中継ダークファイバの今後の傾向につきまして、「不要設備を除却しても、装置の集約にしても、将来的なコスト削減に向けた取り組みではあるので、見通しをはっきり示すことは難しいが、今回の値上げは少し特殊要因があったと理解して欲しい」【NTT 東日本殿】「基本的には NTT 西日本においても、NTT 東日本の説明通り、概ね同様の傾向となっている」【NTT 西日本殿】とのご説明がありました。平成 30 年度の申請された接続料からは平成 28 年度に行った特殊な施策によるコスト増が見られます。計画的に行われるべき内容のコストが継続してかかっている一方で、説明会での一次的であるという回答では状況が分かりづらく透明性の確保のため説明を要望いたします。</p>

<p>接続事業者への NTT 東西による説明会での回答では分かり辛く、接続事業者への透明性を確保するためには、それぞれ①～④の要因に分けた詳細な情報開示と説明が必須と考えます。</p> <p>【ビー・ビー・バックボーン株式会社殿】</p>	
<p>2. 中継 DF 接続料シミュレーション等による予見性確保</p> <p>上記「1. 上昇要因分析とその透明性担保」で述べましたとおり、NTT 東西より接続事業者説明会において回答された原価上昇の①～④の項目につきましては、計画的に実施されるものであることから、次年度以降の中継 DF 接続料につきましてはシミュレーションを実施し、その内容が接続事業者の予見性を確保することに大いに役立つため開示されることを要望いたします。</p> <p>なお、接続事業者への開示タイミングにつきましては、現状、例年 NTT 東西より接続事業者へ開示される 10 月頃の開示項目に含めることで、特別な算定等は不要になるものと考えます。</p>	<p>ビー・ビー・バックボーン株式会社殿、ソフトバンク株式会社殿のご意見に賛同いたします。中継ダークファイバの接続料につきましても 10 月末までに事業者に開示される項目に含めていただくことで、一定の予見性が確保できるようになると考えられます。</p>
<p>【ビー・ビー・バックボーン株式会社殿】</p> <p>また、今回 NTT 東西殿の認可申請が遅れた関係により、平成 30 年度の中継 DF 接続料金の公表が 3 月中旬という年度末の時期までずれ込みました。そのため、来年度以降の事業運営を計画していく上で大きな支障が出ました。近年、認可申請が遅れ、年度を跨いで認可されるケースが増えてきており、特に精算金額が大きい接続料金における予見性の確保はより重要な課題になっております。</p>	

<p>したがって、中継 DF の接続料金における予見性確保のため、毎年10月末に事業者へ開示されている来年度の接続料金速報値の対象に、中継 DF 接続料金を加えることを検討すべきです。</p> <p>【ソフトバンク株式会社殿】</p>	
<p>3. 中継 DF の原価上昇が「一時的」か「継続的」なものか今年度認可前に判断が必要</p> <p>なお、今年度の中継 DF 接続料につきましては、先ずは透明性担保を実現したうえで、当該接続料の上昇が一時的なものか、継続的なものなのかを判断する手順を今年度接続料の認可前に踏んでいただくことを強く要望いたします。</p> <p>4. 仮に、原価上昇が一時的なものである場合は、「激変緩和」等の措置による接続料の平準化が必要です。</p> <p>中継 DF の原価上昇がシミュレーション等の検証により一時的要因で上昇していることが確認された場合には、接続料の急激な変動を抑制するために調整額等による平準化を要望いたします。</p> <p>【ビー・ビー・バックボーン株式会社殿】</p>	<p>ビー・ビー・バックボーン株式会社殿、ソフトバンク株式会社殿のご意見に賛同いたします。接続料変更申請でのご説明通り、一時的な費用増であるならば、この接続料上昇は事業に与える影響も大きいので、激変緩和措置が必要です。</p>
<p>今回の急激な上昇は主に、施設保全費、除却費及び調整額増加による原価の増加（対前年度比：NTT 東+10%、NTT 西+21%）と、急激な需要減少（対前年度比：NTT 東▲8%、NTT 西▲9%）によるものであり、今回のような前年度比 30%以上という急激な上昇による事業運営上の影響は、決して小さくありません。</p> <p>したがって、今回の急激な上昇を抑制するため、「調整額制度</p>	

<p>に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」（平成 25 年 7 月 16 日）に定めるとおり、一時的な増分を加味しない平成 30 年度の費用と需要の予測値を用いて接続料を算定するなど、激変緩和措置を適用することが適切であると考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社殿】</p>	
--	--

（2）平成 30 年度接続料 資本構成比率の算定について

提出された意見	再意見
<p>調整額については、前々算定期間における費用と前々算定期間における接続料収入の乖離を当年度接続料で調整するものですが、当該調整を行う主旨は、前々年度実績が確定した後、前々年度で回収すべき接続料原価と実際に回収した接続料収入との乖離を調整し、回収すべき接続料原価を NTT 東・西が正しく取得することにあります。</p> <p>この際、回収すべき接続料原価に係る報酬額は、算定の前提条件である“レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等ができるだけ反映させた資本構成比”によって算出されるべきであり当該報酬額について、「繰延税金資産」に相当する分だけ過度に自己資本比率を押し上げた資本構成比を用いて算出してしまうと、レートベースの構成資産ではない「繰延税金資産」の影響によって、本来回収すべきレートベースに係る報酬額以上の過剰な報酬額を NTT 東・西が回収することになるため、適正報酬額の算定としては不適切だと考えます。</p>	<p>KDDI 株式会社殿、ソフトバンク株式会社殿のご意見に賛同いたします。繰延税金資産については「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書に、税効果会計の適用により「繰延税金資産」を計上することによって、自己資本比率が上昇することになるから、「繰延税金資産」は自己資本から圧縮することが適当であり、現行採られている方法を見直す必要がある、とされています。今回申請された接続料の調整額算定時の原価算定に用いる平成 28 年度適用のものにおいて繰延税金資産は他人資本から圧縮されております。一律に有利子負債以外の負債から圧縮する方法については妥当とは言えないというのは平成 28 年度適用のものでも変わりありません。ですので、調整額算定においても繰延税金資産は自己資本から圧縮することが適当であると考えられます。</p>

したがって、調整額算定時の資本構成比についても、「繰延税金資産」を自己資本から圧縮した資本構成比を用いることが必要であり、今回認可申請された平成 30 年度接続料の調整額については、当該資本構成比を用いて再算定が必要だと考えます。

【KDDI 株式会社殿】

「『繰延税金資産』は自己資本から圧縮する」という資本構成比率の算定方法見直しは、『繰延税金資産』という資産の性質を考慮した上で、自己資本から圧縮することが適當と結論付けられたものであり、資本構成比率の圧縮処理をより精緻にして、適正な利潤算定に貢献するものです。こうした状況は平成 28 年度時点でも同じであるため、調整額の算定においても資本構成比率を見直すことは、接続料の適正性をより向上させると考えます。

したがって、今回認可申請される接続料に係る調整額の算定においても、「『繰延税金資産』は自己資本から圧縮する」資本構成比率を採用することが適當です。

【ソフトバンク株式会社殿】

(3) コロケーションについて

提出された意見	再意見
<p>平成30年度に適用されるコロケーション費用については、接続料の算定に関する研究会の第1回でNTT東西殿が提示した資料にあるとおり、全体的なコロケーションラック数が減少局面に入つたことや調整額等の影響により、大幅に上昇しました。</p> <p>現状、レガシー系サービスに係る機能については、毎年10月末に翌年度に適用する料金の速報値が提示されていますが、コロケーション費用についても予見性確保の観点から開示対象に加えることをご検討いただきたいです。</p> <p>また、今回の値上げ理由は調整額によるものですが、激変緩和をすることで影響を平準化できるならば、コロケーション費用への激変緩和導入もあわせてご検討いただきたいと考えております。【ソフトバンク株式会社殿】</p>	<p>ソフトバンク株式会社殿のご意見に賛同いたします。コロケーションも電気通信役務の提供には不可欠な事であり、その費用上昇は事業者への影響が大きく、予見性確保のため10月末までに事業者に開示される項目に含めていただくことを希望いたします。また、激変緩和による平準化についてもご検討お願ひいたします。</p>

(4) 網終端装置の増設基準の基本的な事項について

提出された意見	再意見
<p>今般の変更において、接続事業者が増設申込みを行った際に、NTT東・西が別に定める増設基準を満たさない場合は増設を承諾しないことが接続約款に記載されることになりますが、別に定める増設基準が現状の運用ルールからどう改善されるかについては未だ明らかになっておりません。</p>	<p>KDDI株式会社殿、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会殿、EditNet株式会社殿のご意見に賛同いたします。総務省殿からNTT東西殿への要請は、既存網終端装置増設メニューの増設に係る基準又は条件の基本的事項を円滑なインターネット接続を可能とする見地から定めることと、既存網終端装置増設メニューによるトラヒック増</p>

増設基準は、「円滑なインターネット接続を実現する見地からNTT 東・西が別に定めること」となっておりますが、仮に、時代の流れ（一契約当たりのインターネットトラヒックの増加）に合わないような規定であった場合、円滑なインターネット接続が実現できないことから、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分に考慮しながら、適正な基準が定められる必要があります。

【KDDI 株式会社殿】

NTT 東西殿が追うべき責務に関する条項（増設基準等）が明確化されない中で、基準に満たない場合は承諾しない、という接続事業者には一方的に不利益になる条項が新たに追加されるのは非常に危険だと考えます。その基準が、ISP 事業者とある程度合意が取れるような内容であればまだしも、これまでの経緯からすれば、全く現実とは乖離したものが出てくる可能性もあります。

よって「別に定める」、とされるものに関して、総務省が求めている事業者や業界団体などとの協議が反映される仕組みを、約款に盛り込むことが求められると思いますまた、約款外で処理されるようになると、今後の協議が困難な状況に陥るリスクもあります。よって状況次第では、基準を約款に載せるなどの措置も必要だと思われます。

【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会殿】

今回の約款案は、増設基準を接続約款に「円滑なインターネッ

加への対応の方法について検討し、適切な対処を行うこととされました。説明会等が行われていない現在、今後の既存網終端装置増設について詳細は不明確です。今後、ISP 事業者・関係団体の意見・要望を十分に考慮しながら、適正な基準が定められることを要望します。

ト接続を可能とする見地から定める」ことを求める本件行政指導に対して、「円滑なインターネット接続を実現する見地から別に定める」と約款案に記載して応えているものです。

これはおよそ誠実な対応とはいえず、省令（電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第1号の3）に照らしても不十分なのです。

これではISP事業者だけでなくそのサービスを利用する国民も、問題になっているNGN(フレッツ)の輻輳問題のゴールが見えません。

これが一度認可されてしまうと、今後設定または変更される増設基準の妥当性について約款認可のプロセスを踏むことはなく、パブリックコメントなどで接続事業者や国民の意見を聞く機会は想定されません。

よって、「増設基準の基本的事項」を接続約款に定めることを求める省令や本件行政指導の趣旨に沿うため、接続約款において、最低限

- ・トラヒックベースでの増設基準によること
 - ・トラヒックの具体的基準の考え方
 - ・トラヒックの伸びを見込む場合、その計算のしかた
- などを定め、誰が解釈しても大差のない増設基準が導ける程度には具体的な規定とする必要があります。

【EditNet 株式会社殿】

以上

意見書

平成 30 年 5 月 1 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

150-0031

とうきょうしよとしぶ やくざくらがおかちよう
東京都渋谷区桜丘町3-24 カヨー桜丘ビル6階

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

会長 会田 純弘

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集の結果及び再意見募集(平成 30 年度の接続料の新設及び改定等)に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

対応項目	どの意見書に対して	それに対する意見
光信号中継 伝送機能(中 継ダークファ イバ)	<p>光信号中継伝送機能の接続料が大幅に上昇しているので、算定の透明性、接続料の平準化を図ってほしい。(要旨)</p> <p>(ビー・ビー・バックボーン、TOKAI コミュニケーションズ、ソフトバンク意見)</p>	<p>ビー・ビー・バックボーン、TOKAI コミュニケーションズ、ソフトバンク意見に賛同します。</p> <p>中継ダークファイバはインターネット接続サービス、その他の電気通信事業を行う上で不可欠な設備であり、この接続料が大きく変動することは事業計画上大きなリスクになります。</p> <p>ある程度の年数にわたって計画を示すなど予見性を高める施策や、接続料の平準化などを図っていただくよう要望します。</p>
NGN県間伝 送路	<p>「現在、県間伝送路の算定方式については明らかになつていませんが、同じように不可欠性を持つ伝送路設備である、NGN の県内伝送路と県間伝送路は本来同じ算定方式で算定されるべきであり、まず NGN の県間伝送路の算定方式を明らかにし、仮に県内伝送路と差分がある場合は、算定方式を合わせるべきと考えます。なお、算定方式を合わせるに当たっては、NGN は今後需要が増えていくサービスであるため、当然、県内伝送路に合わせ、毎年度将来原価方式で算定すべきと考えます。</p> <p>また、NGN を利用する上で県間伝送路との接続が必須であり代替性がないことから、マイグレーションに伴い今後多くの事業者が県間伝送路を利用するに当たっては、適正性・透明性・公平性の確保が不可欠であり、その接続料について検証の仕組みが必要と考えます。」(ソフト</p>	<p>ソフトバンク意見に賛同します。</p> <p>現在のところ、NGNの県間伝送機能、IPoE の県間伝送路は事実上代替性がなく、第一種指定電気通信設備に準じて適正性、透明性、公平性を確保する必要があると思われます。接続料のしくみについても、一種指定設備同様にコストベースで算定するよう要望します。</p>

	<p>パンク)</p> <p>「IPoE 接続事業者が支払っている NGN 県間接続料については、平成 26 年度以降全く見直しが行われていません。NGN に係る需要が毎年度伸びているであろうことや機器価格が毎年度低下していくであろうことを考えると、この接続料停滞は、NGN 県間伝送路接続料の算定がコストベースで行われていないことの証左であると考えます。NGN に係る需要の伸びや経年による機器価格の低下を適切に接続料に織り込むためにも、IPoE 接続に係る県間接続料は、毎年度将来原価方式で算定すべきと考えます。」(同)</p>	
網終端装置の増設基準の基本的な事項	<p>「今般の変更において、接続事業者が増設申込みを行った際に、NTT 東・西が別に定める増設基準を満たさない場合は増設を承諾しないことが接続約款に記載されることになりますが、別に定める増設基準が現状の運用ルールからどう改善されるかについては未だ明らかになっておりません。増設基準は、「円滑なインターネット接続を実現する見地から NTT 東・西が別に定めること」となっておりますが、仮に、時代の流れ(一契約当たりのインターネットトラヒックの増加)に合わないような規定であった場合、円滑なインターネット接続が実現できないことから、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分に考慮しながら、適正な基準が定められる必要があります。</p> <p>また、当該規定が適正に規定・運用されているかについては総務省においても注視することが必要だと考えます。」(KDDI)</p>	<p>KDDI、EditNet 意見に賛同します。</p> <p>NTT 東西には円滑なインターネット接続を可能とする増設基準を定めることが求められているところ、実際に定められる増設基準がその時々のトラヒックに見合わない場合、円滑なインターネット接続の実現に繋がらない可能性があります。よって約款上、より具体性(幅轍の基準やトラフィックデータの取得基準や方法など)を持たせて明文化を進め、網終端装置の幅轍問題のゴールが見えるようにすべきです。</p>

<p>「今回の約款案は、増設基準を接続約款に「円滑なインターネット接続を可能とする見地から定める」ことを求める本件行政指導に対して、「円滑なインターネット接続を実現する見地から別に定める」と約款案に記載して応えているものです。</p> <p>これはおよそ誠実な対応とはいえず、省令(電気通信事業法施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号の 3)に照らしても不十分なものです。</p> <p>これでは ISP 事業者だけでなくそのサービスを利用する国民も、問題になっている NGN(フレッツ)の輻輳問題のゴールが見えません。 (Edit Net)</p> <p>これが一度認可されてしまうと、今後設定または変更される増設基準の妥当性について約款認可のプロセスを踏むことはなく、パブリックコメントなどで接続事業者や国民の意見を聴く機会は想定されません。</p> <p>よって、「増設基準の基本的事項」を接続約款に定めることを求める省令や本件行政指導の趣旨に沿うため、接続約款において、最低限</p> <ul style="list-style-type: none">・トラヒックベースでの増設基準によること・トラヒックの具体的基準の考え方・トラヒックの伸びを見込む場合、その計算のしかた <p>などを定め、誰が解釈しても大差のない増設基準が導ける程度には具体的な規定とする必要があります。」</p>	
--	--

接続約款 11 条(事前調査の申込み)	<p>「16 社の上限を超える場合の必要な措置等の影響の検討に当たっては、技術的な検討およびそれに伴う費用について総額および負担の方式について関係者に提示した上で、既存事業者を含む当事者間での十分な合意を得た上で慎重に進めるべきだと考えます。」(NGN IPoE 協議会)</p>	<p>NGN IPoE協議会の意見に反対します。</p> <p>既存事業者と新規参入事業者は競争関係になるため、本質的に利害対立が起こります。公正公平な条件での合意が成立しない場合や、議論に必要以上の時間を要する可能性は十分にあるため、必ずしも合意を前提とせず、双方の意見を聴きながら総務省の研究会などの場で方向性を決めるべきであると考えます。</p>
閑門系ルータ交換機能にかかる料金の適用	<p>「接続料の算定に関する研究会」でも主張いたしましたが、網使用料化にすることについては依然疑問が残ります。しかしその上でも、網使用料化に移行するのであれば、今回の網改造料の規定を準用する運用について、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 接続事業者による自由な増速申込が担保されること 2) 接続の申込後に接続を中止した事業者の負担すべき費用は接続中止後も該当事業者が負担すること 3) 将来的にも上記の運用が継続されること <p>を強く希望します。また、本件について今後見直しを行う場合には NGN IPoE 協議会と議論をさせていただきますようお願い致します。(NGN IPoE 協議会)</p>	<p>NGN IPoE 協議会の意見に反対します。</p> <p>特に左記、</p> <p>「意見 2)」は、省令上も「当分の間」の経過措置として定められたにもかかわらず(第一種指定電気通信設備接続料規則 2018 年(平成 30 年)2 月 26 日附則第 6 項)、</p> <p>「意見 3)」は既存事業者のために経過措置を恒久化することを求めるものです。</p> <p>経過措置という趣旨からも、早期に本来の接続料のルールに合わせるべきであり、経過措置は現在導入されている設備、またはそれに準ずる最小限の範囲で適用されるべきと考えます。</p>
接続約款 45 条、50 条の 4	<p>協定事業者としては、これまでに不当な差別的取り扱いをしておりません。またIPoE接続の卸電気通信役務についても公表に努めてきましたが、今後さらに責務として求められる事項について積極的に実施すべく、さらなる情報開示に努めるとともに、啓発・広報活動を行ってま</p>	<p>当協会の複数の会員から、過去に VNE を利用したくても見積もりも出してくれない、初期費用や卸料金が高く競争力を確保できない。また、VNE 間で競争が成り立っておらず卸料金が下がらない、などの意見が寄せられています。IPoE は参入できる事業者数に制限があり、また経済的な参</p>

	<p>いります。(NGN IPoE 協議会)</p>	<p>入障壁も PPPoE に比べて高いことから、ISP 事業者が VNE を利用しやすい環境を早急に整備することが必要と考えます。総務省におかれでは、VNE 事業者間の競争が促進され、価格やサービスの面で消費者に最終的なメリットをもたらしているかについて、引き続き十分な注視をお願いします。</p>
--	----------------------------	--

再 意 見 書

平成 30 年 5 月 1 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 あて

郵便番号
(ふりがな)
住所 (所在地)
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体名等)
電話番号
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成30年3月24日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

該当箇所	御意見
全般的に	<p>そもそもビジネスタイプについては、スプリッタを用いない真のFTTH（過去のBフレットにおけるいわゆるシングルスター方式と同じ形）にすべきであると考える。</p> <p>高額なビジネスタイプにしたのに、よく資料を見てみたり調べたりすると実は真のFTTHではなくスプリッタを用いたものである事が分かるのは残念かつ信義則に反しさえするものであり（他社はより安くFTTHを提供していたりするのである）、またその通信がスプリッタ他支流と下り回線について同じ光信号を用いているなど、ビジネスに安全性を求めるものには憤死ものの事態であると考えるが（※1）、強欲なトロールの様な姿勢は改め、ビジネス向けには利用者側の負担費用に見合った真のFTTHを提供すべきであると考える。</p> <p>本来であればベストエフォートではあまり必要性が高いとは言えないQoSの設定を入れてきた事からすると、今後はビジネスタイプとファミリータイプ及びマンションタイプとのスプリッタを介した混在も考えているのではないかと思われるが、その様な事をして日本の事業者のビジネスに危険をもたらそうとするのは止めていただきたいと考える。</p> <p>NGN、NGNと宣伝しつつこの様な状況を作っていくとは思いもしなかったのであるが、NTTは、サービス及び約款において、それを求める者には真のFTTHを提供する事とし、そしてビジネスタイプについては基本として真のFTTHでの通信環境を提供するようにしていただきたい。（契約期間について、最低利用期間を2ヶ月以上（1ヶ月でも十分かもしれない）といった形で設ける事にすれば、十分工事費用等分の元は取れるはずである。）</p> <p>NTTにおける制度・運用を今すぐ変える事は困難であろうが、近い将来（1年内程度）に、態度を改めていただきたいと考える。東京オリンピックの前に国内の通信についてより望ましい有線回線の構築・運用がなされるよう、その着手を行っていただきたい。</p> <p>意見は以上である。</p> <p>※1 なお、フレッツのONUで使われている認証用の鍵は全て</p>

	<p>同じ共通鍵との事であり、利用者番号は LED で裏から照らせば書面内容が透けて見える薄い封筒に入った書類に記載され、使っている機器は同じで、通信の時刻についてはソフトウェアや光学的器具を用いればナノ秒単位で調整も可能と思われるのであるが、これで通信時の認証・暗号においてどの程度の未知部分を確保出来るのだ、という話である。NTT はふざけているのか？最低、認証等に用いられる鍵は、各々で個別の高強度の公開鍵暗号とすべきではなかろうか。情報工学について多少知識のあるエンジニアからは邪悪が皮を着てフレツツというサービスを提供している様に見える。</p>
--	--

再意見書

2018年5月1日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

158-0096
せたがやく たまがわだい 1-1-3
世田谷区玉川台 1-1-3
えでいとねつと かぶしきかいしゃ
EditNet 株式会社
のぐち たかし
代表取締役 野口 尚志

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成30年(2018年)3月24日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

対応項目	該当箇所	意見
光信号中継伝送機能 (中継ダークファイバ)	<p>光信号中継伝送機能の接続料が大幅に上昇しているので、算定の透明性、接続料の平準化を図ってほしい。</p> <p>(ビー・ビー・バックボーン, TOKAI コミュニケーションズ, ソフトバンク意見の要旨)</p>	<p>ビー・ビー・バックボーン, TOKAI コミュニケーションズ, ソフトバンク意見に賛同します。</p> <p>中継ダークファイバはインターネット接続サービス、その他の電気通信事業を行う上で不可欠な設備であり、この接続料が大きく変動することは、事業計画上の大きなリスクになります。</p> <p>ある程度の年数にわたって設備更改の計画を示すなど、予見性を高める施策や、接続料の平準化などを図っていただくよう要望します。</p>
NGN県間伝送路	<p>「現在、県間伝送路の算定方式については明らかになつていませんが、同じように不可欠性を持つ伝送路設備である、NGN の県内伝送路と県間伝送路は本来同じ算定方式で算定されるべきであり、まず NGN の県間伝送路の算定方式を明らかにし、仮に県内伝送路と差分がある場合は、算定方式を合わせるべきと考えます。なお、算定方式を合わせるに当たっては、NGN は今後需要が増えていくサービスであるため、当然、県内伝送路に合わせ、毎年度将来原価方式で算定すべきと考えます。</p> <p>また、NGN を利用する上で県間伝送路との接続が必須であり代替性がないことから、マイグレーションに伴い今後多くの事業者が県間伝送路を利用するに当たっては、適正性・透明性・公平性の確保が不可欠であり、その接続料について検証の仕組みが必要と考えます。」</p>	<p>ソフトバンク意見に賛同します。</p> <p>NGNの県間伝送機能、IPoE の県間伝送路は事実上代替性がなく、第一種指定電気通信設備に準じて適正性、透明性、公平性を確保する必要があります。接続料のしくみについても、一種指定設備同様にコストベースで算定するよう要望します。</p>

	(ソフトバンク) 「IPoE 接続事業者が支払っている NGN 県間接続料については、平成 26 年度以降全く見直しが行われていません。NGN に係る需要が毎年度伸びているであろうことや機器価格が毎年度低下していくであろうことを考えると、この接続料停滞は、NGN 県間伝送路接続料の算定がコストベースで行われていないことの証左であると考えます。NGN に係る需要の伸びや経年による機器価格の低下を適切に接続料に織り込むためにも、IPoE 接続に係る県間接続料は、毎年度将来原価方式で算定すべきと考えます。」(同)	
網終端装置の増設基準の基本的な事項	「今般の変更において、接続事業者が増設申込みを行った際に、NTT 東・西別に定める増設基準を満たさない場合は増設を承諾しないことが接続約款に記載されることになりますが、別に定める増設基準が現状の運用ルールからどう改善されるかについては未だ明らかになっておりません。増設基準は、「円滑なインターネット接続を実現する見地から NTT 東・西が別に定めること」となっておりますが、仮に、時代の流れ(一契約当たりのインターネットトラヒックの増加)に合わないような規定であった場合、円滑なインターネット接続が実現できないことから、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分に考慮しながら、適正な基準が定められる必要があります。 また、当該規定が適正に規定・運用されているかについては総務省においても注視することが必要だと考えます。」(KDDI)	KDDI 意見に賛同します。NTT 東西には円滑なインターネット接続を可能とする増設基準を定めることが求められているところ、実際に定められる増設基準がその時々のトラヒックに見合わない場合、円滑なインターネット接続の実現にならないことから、約款上もきちんと具体性を持たせた規定とし、制度上も網終端装置の輻輳の解消が確実に担保されるよう、ゴールが見えるようにすべきと考えます。

接続約款 11 条(事前調査の申込み)	<p>「16 社の上限を超える場合の必要な措置等の影響の検討に当たつては、技術的な検討およびそれに伴う費用について総額および負担の方式について関係者に提示した上で、既存事業者を含む当事者間での十分な合意を得た上で慎重に進めるべきだと考えます。」(NGN IPoE 協議会)</p>	<p>NGN IPoE 協議会の意見に反対します。</p> <p>参入できる事業者の数に制限がある場合、既存事業者と新規参入を希望する事業者の間には、本質的に利害が対立する関係があります。公正妥当な条件での合意が成立しない場合や、議論に必要以上の時間を要する可能性も生じるため、必ずしも合意を前提とせず、双方の意見を聴きながら総務省の研究会などの場で方向性を決めるべきであると考えます。</p>
閑門系ルータ交換機能にかかる料金の適用	<p>「接続料の算定に関する研究会」でも主張いたしましたが、網使用料化にすることについては依然疑問が残ります。しかしその上でも、網使用料化に移行するのであれば、今回の網改造料の規定を準用する運用について、</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 接続事業者による自由な増速申込が担保されること 2) 接続の申込後に接続を中止した事業者の負担すべき費用は接続中止後も該当事業者が負担すること 3) 将来的にも上記の運用が継続されること <p>を強く希望します。また、本件について今後見直しを行う場合には NGN IPoE 協議会と議論をさせていただきますようお願い致します。</p> <p>(NGN IPoE 協議会)</p>	<p>NGN IPoE 協議会の意見に反対します。</p> <p>特に左記意見の 2)は、省令上も「当分の間」の経過措置として認められる例外であるにもかかわらず(第一種指定電気通信設備接続料規則 2018 年(平成 30 年)2 月 26 日附則第 6 項), 意見 3)は既存事業者のために経過措置を恒久化することを求めるものです。</p> <p>経過措置という趣旨からも、早期に本来の接続料のルールに合わせるべきであり、経過措置は現在導入されている設備、またはそれに準ずる最小限の範囲で適用されるべきと考えます。</p>
接続約款 45 条, 50 条の 4	<p>協定事業者としては、これまでに不当な差別的取り扱いをしておりません。また IPoE 接続の卸電気通信役務についても公表に努めてきましたが、今後さらに責務として求められる事項について積極的に実</p>	<p>当協会の複数の会員からは、VNE を利用したくても見積もりも出してくれない、卸料金が高く競争力を確保できない、VNE の間で競争が成り立っておらず卸料金が下がらない、などの意見が寄せ</p>

	<p>施すべく、さらなる情報開示に努めるとともに、啓発・広報活動を行つてまいります。(NGN IPoE 協議会)</p>	<p>られています。IPoE は参入できる事業者数に制限があり、また経済的な参入障壁も PPPoE に比べて高いことから、ISP 事業者が VNE を利用しやすい環境が必要と考えます。総務省におかれでは、VNE 事業者どうしの競争が十分成立し、価格やサービスの面で消費者に最終的なメリットをもたらしているかについて、引き続き十分な注視をお願いします。</p>
--	--	---